



第4期 下呂市地域福祉計画 地域福祉活動計画

住民の参画と協働による
「みんなが安心して暮らせるまちづくり」



下呂市
下呂市社会福祉協議会

目次

第1章 計画の概要

1 策定の背景	1
2 地域福祉の推進	4
3 計画の位置づけ	5
4 関連計画との関係について	7
5 計画の期間	8

第2章 計画の基本理念と施策

1 計画の基本理念	9
2 計画の基本目標	10
3 計画の体系	11

第3章 施策の展開

この章の見方について	13
1 地域を支える人材を育てます	14
2 地域で顔の見える関係とつながりを広げます	16
3 地域で支えあいのネットワークをつくれます	18
4 住みやすい環境づくりを進めます	20
5 災害に負けない地域づくりを進めます	22
6 地域で安心して暮らせるよう相談機能を充実します	24
7 一人ひとりが自分らしく生活できる環境を整えます	26
8 具体的な活動例	28
9 評価指標	35

第4章 その他の関係計画について

1 成年後見制度利用促進基本計画	37
2 再犯防止推進計画	40

第5章 計画の推進と進行管理

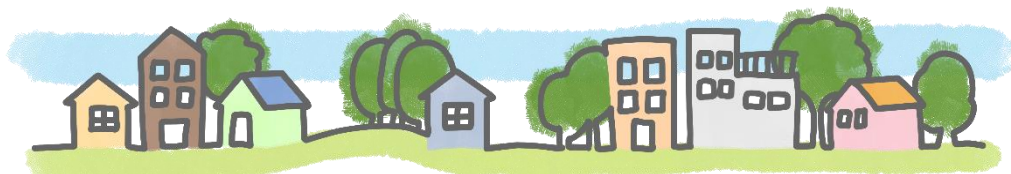
1 計画の推進	41
2 計画の進行管理	41

資料編

1 下呂市地域福祉計画策定委員会設置要綱	47
2 下呂市地域福祉計画推進協議会設置要綱	48
3 策定委員名簿	49
4 計画策定の経緯	50
5 人口・世帯の状況	51
6 障がい者（児）、高齢者、児童等の状況	58
7 用語解説	70

第1章

計画の概要



1

第1章 計画の概要

策定の背景

この計画は、以下のような背景を踏まえて策定した計画です。

地域福祉の向上をめざした計画

本市では、平成 19 年より「下呂市地域福祉計画」を策定し、地域福祉の推進に努めてきました。

平成 29 年 3 月に策定した「第 3 期下呂市地域福祉計画・地域福祉活動計画」では、“住民の参画と協働による「みんなが安心して暮らせるまちづくり」”を基本理念とし、「みんなが安心して暮らせるよう地域の福祉力を高めます」「みんなが安心して暮らせるよう困りごとに寄り添い解決します」の 2 つの重点目標を掲げて活動してきました。市民の皆様とともに、見守りネットワーク*や地域交流の機会の充実などに取組んできた結果、福祉委員*活動やボランティア活動、サロン活動*などの地域福祉活動が活発化しています。また、高齢者世帯への移動販売事業の拡充など新たな福祉サービスも誕生してきており、継続して地域福祉の向上をめざす必要があります。

国では「地域共生社会」という概念を打ち出し、その実現を通じて高齢者も障がい者も子どもや子育て家庭も、だれもが安心して生活できる社会の実現をめざしています。さらに、この概念は、制度や分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることをめざしています。本市の地域福祉施策においても、こうした考え方を取り入れ、地域共生社会の実現をめざしていくことが必要です。

「地域福祉」とは

すべての人が住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、制度やサービスだけに頼るのではなく、地域の中で、お互いに助けあい・支えあう関係や仕組み、またそれらをつくっていくことを言います。



様々な課題に対応できる地域をめざした計画

地域では、日々、様々な課題に直面し、その解決に取り組む必要が生じています。その1つが、近年多発している地震や豪雨などの災害への対策です。下呂市では、平成30年から毎年のように豪雨による災害被害を受けていますが、支援や介助なしでは避難できない人が年々増えてきています。災害時には地域での協力が欠かせないことから、平常時から地域における見守り活動を通じ、地域での顔の見える関係づくりを進めていく必要があります。

また、新型コロナウイルス感染症の予防のための活動自粛の影響により、地域での活動の停滞が余儀なくされました。感染症対策を徹底しつつ必要な取組みを継続していくための情報提供や支援について、コロナ後の生活様式の変化を見据えながら検討していく必要があります。

その他にも、犯罪をした人が地域で生活し、社会復帰できるよう支援するとともに、市民が犯罪の被害を受けることを防止することをめざす再犯防止推進施策、判断能力が十分ではない高齢者や障がい者などの権利を守るための成年後見制度^{*}の適切な利用の促進など、地域の様々な課題に対応できる地域福祉をめざしていく必要があります。

そうした地域を実現するためには、これまでの枠組みを超えた考え方や支援のしくみが必要となってきます。これまでは、高齢者、障がい者、子どもと子育て家庭等、支援を要する対象者の属性を前提としていましたが、そうした属性を問わない相談、社会参加、地域づくり等を支援する重層的支援体制の整備をめざすことも、この計画の重要なポイントとなっています。



持続可能な地域の実現をめざした計画

今日、地域福祉においても、持続可能な地域を実現するという視点は不可欠なものといえます。平成 27 年（2015 年）の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」は、先進国と開発途上国が共に取り組むべき国際社会全体の普遍的な目標として採択されました。その中に、「持続可能な開発目標（SDGs*：エスディージーズ）」として、17 のゴールと 169 のターゲットが設定されています。

SDGsは、「誰一人として取り残さない」ことを理念としています。17のゴールには、「すべての人に健康と福祉を」をはじめ「貧困をなくそう」といった、地域福祉に関わるものもあり、こうした視点を踏まえて地域福祉を進めていく必要があります。



2

第1章 計画の概要

地域福祉の推進

社会や生活環境の変化に伴い、地域には多様な困りごとが存在しています。そうした課題に対して、行政などの公的なサービス（公助）のみで全てを解決していくことは困難です。

そのため、地域福祉には、まず自分自身や家族の力（自助）、近隣や地域での助けあいの力（近助・共助）で解決しようという考え方があります。さらに、NPOや企業などの公益活動を行う団体も含めた、住民参加による「福祉のまちづくり」を進める必要があります。

本計画では、「自助」の力の向上を基本に、近隣や地域で助けあい支えあう「近助・共助」の力、公益活動と制度外事業などの推進と更なる公的サービスの充実による「公助」の力を高めるため、それぞれ以下のような役割を担い進めていきます。

自 助

自分自身や家族での個々の取り組み

- 知 る（福祉を学び、その大切さを知ります）
- 意識する（自分にできることに取り組む意識を持ちます）
- 見 守 る（周囲の人を見守り、困りごとに気づきます）

近 助

隣近所で協力して互いに助け合う取り組み

共 助

自治会・団体等による地域で互いに助け合う取り組み

- 見 守 る（地域の人たちを見守り、困りごとに気づきます）
- 支えあう（地域でお互いに支え合います）
- つなげる（困っている人を支援につなげます）

NPO・企業等による公益活動

- ふれあい（地域コミュニティの活性化を図ります）
- はぐくむ（社会貢献活動を通して地域づくりと市民の自己実現や自己啓発意欲を促します）
- 支援する（市民、社協、行政と協働し支援を開発し、実施します）

社会福祉協議会による公益事業

- つなげる（困っている人を支援につなげます）
- つなげる（地域に寄り添い、市民の声を行政につなげます）
- 支援する（市民の困りごとを踏まえた支援を開発し、実施します）

公 助

行政・福祉事業所等の公的サービス

- 把握する（市民の意見を聞き、地域の現状を把握します）
- 支援する（市民の意見を反映させた施策を立案・実行します）
- 充実する（行政サービスの充実を進めます）
- 連携する（各主体の強みを活かした連携を強化します）

3

第1章 計画の概要

計画の位置づけ

3-1

『地域福祉計画』の位置づけ

「地域福祉計画」は、地域の課題解決に向けて、行政や各種団体、住民等が活動する時の方向性や基本的な考えを示したものです。行政が策定する地域福祉推進のための基本計画であり、地域の力によって課題を解決していく視点を重視しています。

社会福祉法第107条に基づく計画です。

【社会福祉法】

第七十条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

この計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」の内容を含む形で策定しています。

【成年後見制度の利用の促進に関する法律】

第十四条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

この計画は、再犯の防止等の推進に関する法律に基づく「再犯防止推進計画」の内容を含む形で策定しています。

【再犯の防止等の推進に関する法律】

第八条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。

3-2

『地域福祉活動計画』の位置づけ

「地域福祉活動計画」は、地域の課題解決を目指して、住民や福祉事業者、民間団体等が相互に協力して行う具体的な活動内容を示したものです。住民の主体的、自律的な参画のもとに、社会福祉協議会が中心となって策定する市民活動計画であり、その内容は次のように定義されています。

【市町村地域福祉活動計画 ～全国社会福祉協議会「地域福祉活動計画策定指針」より抜粋～】

福祉ニーズが現れる地域社会において、福祉課題の解決をめざして、住民や民間団体の行う諸々の解決活動と必要な資源の造成・配分活動などを組織だてて行うことを目的として体系的かつ年度ごとにとりまとめた取り決め。

3-3

『地域福祉計画』と『地域福祉活動計画』の一体化

本計画は、前計画と同様に地域福祉の方向性を定める「地域福祉計画」と、その具体的な活動内容を定める「地域福祉活動計画」を一体的に策定し、より体系的かつ効果的に計画が実行されることを目指しています。



4

第1章 計画の概要

関連計画との関係について

本計画は、本市の総合計画を上位計画とし、高齢者、障がい者、子ども等を対象とする福祉の各個別計画と整合した計画として策定しました。各個別計画が対象者の属性（高齢者、障がい者、子どもと保護者など）を前提とした計画であるのに対し、本計画はすべての市民が関係する福祉の総合的な計画として策定しました。

【福祉の各個別計画とは】

- 高齢者福祉計画（高齢者支援全般に関する計画）
- 介護保険事業計画（介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画）
- 障がい者福祉計画（障がい者支援の基本的な方向性を定めた計画）
- 障がい福祉計画（障がい福祉サービスの提供体制確保のための方策等を定めた計画）
- 子ども・子育て支援事業計画（子ども・子育て支援サービスの提供体制確保のための方策等を定めた計画）

5

第1章 計画の概要

計画の期間

本計画は、令和4年度から令和8年度までの5か年計画です。

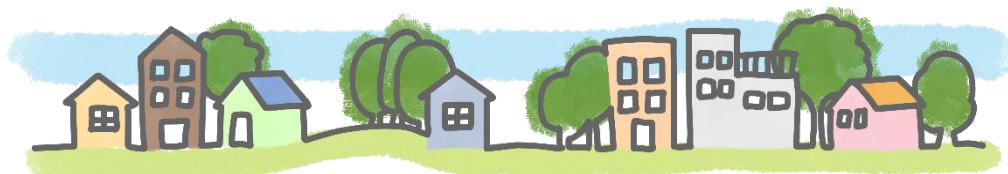
本計画の進捗は、継続的に地域福祉計画推進協議会により各年度の取り組みを評価・検証し、数値目標の評価を踏まえた上で活動内容の改善を進めます。また、社会情勢や制度改正などの変化を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
第4期下呂市地域福祉計画・地域福祉活動計画				



第2章

計画の基本理念 と施策



計画の基本理念

本計画の上位計画である「下呂市総合計画」では、『住民の参画と協働による「ふるさと磨き」』を基本理念に掲げています。下呂市にないものを新たにつくりあげるということではなく、これまでに培ってきた下呂市固有の地域資源を活かし、磨きをかけることで、市内外を問わず誰にとっても誇りと愛着の持てる「ふるさと」となるよう、「今も未来も元気な下呂市」を目指しています。

本計画の基本理念を、「下呂市総合計画」の基本理念と連動させ、『住民の参画と協働による「みんなが安心して暮らせるまちづくり」』とし、その理念を実現するために2つの基本目標を掲げました。さらにその目標を達成するための7つの施策を設定し、総合的・体系的に地域福祉を推進していく計画となっています。

基本理念

住民の参画と協働による「みんなが安心して暮らせるまちづくり」

これからもすべての人が住み慣れた下呂市で自分らしく安心して暮らしていくために、郷土に残る“お互いさま”を大切に、地域住民をはじめ、行政や社会福祉協議会とさまざまな団体がそれぞれの役割を果たすとともに、互いに連携し協力することが必要です。

住民の主体的な福祉活動への参加により、住民一人ひとりが手をたずさえ、共に生きる地域社会づくりを推進し、第1期からの普遍的な将来像「みんながふれあい、やすらぐ福祉のまち」をめざし新たな一歩をふみ出します。



2

第2章 計画の基本理念と施策

計画の基本目標

基本目標①

みんなが安心して暮らせるよう地域の福祉力を高めます

基本目標①では、地域福祉を進めるにあたり、福祉に触れる機会や福祉教育などを通じて住民の福祉の心を育むとともに、住民どうしの顔が見える地域づくりを進め、多くの市民が地域福祉に関心を持ち、助けあい・支えあう地域社会の実現をめざします。

また、地域における様々な課題に対し、住民一人ひとりや団体、行政が「我がごと」として向き合い、下呂市が一体となり地域福祉の推進に必要な基盤や体制づくりとなる“地域の福祉力”を高めていきます。

基本目標②

みんなが安心して暮らせるよう困りごとに寄り添い解決します

基本目標②では、自分らしく生活するうえで、多種多様化する生活課題や困りごとが置き去りにならないよう、高齢者・障がい者・子ども・子育て家庭や社会的に孤立している人など、周囲の理解や手助けを必要とする人の現状やニーズ等を的確に把握し、多様な相談に応じることができる支援体制の構築ならびに福祉サービスの向上と充実に向け、地域福祉活動を行う住民と関係機関の連携強化を図り協働し“困りごとに寄り添い”解決していきます。

3

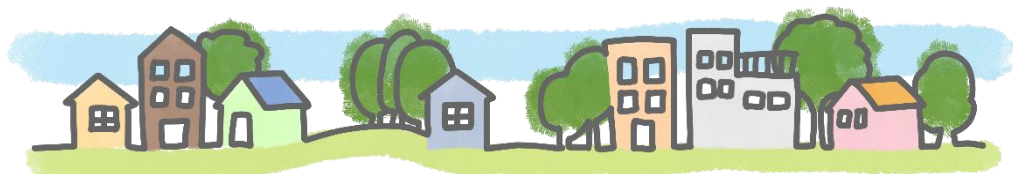
第2章 計画の基本理念と施策

計画の体系

施策	単位施策
1 地域を支える人材を育てます	(1)「福祉」についての学びの場をつくります (2)「福祉」の専門的なスキルを持った人を増やします (3)高齢者の貢献寿命をのばします (4)企業の社会貢献を推進します
2 地域で顔の見える関係とつながりを広げます	(1)地域内で交流する機会を増やし、仲間づくりにつなげます (2)趣味やスポーツを楽しめる場をひろげます (3)介護予防のための健康づくりを進めます (4)共通した悩みなどを持つ人同士が集える場所をつくります
3 地域で支えあいのネットワークをつくります	(1)近隣の見守り活動をさらに充実します (2)地域内で福祉について話し合う機会をつくります (3)ボランティアが主導し活動しやすい環境をつくります (4)制度外(インフォーマル)サービス*の充実を図ります
4 住みやすい環境づくりを進めます	(1)地域での子育て支援に取り組みます (2)快適に生活できる移動支援を充実します (3)福祉の情報を周知します (4)公共施設などのバリアフリー化を進めます
5 災害に負けない地域づくりを進めます	(1)防災に対する市民の意識を向上します (2)災害時に役立つ知識を普及します (3)災害弱者の情報共有と支援の強化に取り組みます (4)災害ボランティアセンター*などの機能を強化します
6 地域で安心して暮らせるよう相談機能を充実します	(1)訪問活動による困りごとの早期発見を進めます (2)市民が SOS を発信しやすい相談窓口をつくります (3)解決に向けた継続的かつ包括的な支援ができる体制を整えます (4)成年後見制度の利用を支援します
7 一人ひとりが自分らしく生活できる環境を整えます	(1)障がい者の社会参加を支援します (2)自殺や虐待などから命を守る取り組みや対策を進めます (3)ひきこもりや困窮支援への対策を進めます (4)様々な“生きづらさ”に寄り添い支える地域づくりに取り組みます

第3章

施策の展開



『この章』の見方について

この章には、前章の「3. 計画の体系」に掲げた7つの施策ごとに、以下の要素を記載しています。

1

第4章 施策の展開

地域を支える人材を育てます

目的

福祉に関する知識を正しく学ぶ機会をつくり、専門的なスキル（技能・能力）を持つ人を増やし、個人や団体・企業が、自分たちの地域の福祉に関心を持ち、自分の問題として捉えて学び・互いに見守り・支えあうことができる意識を高め、やりがいや生きがいのある生活をつくります。

現状と課題

- 人口減少とともに高齢社会に向け、地域福祉を担う人が減少していきます
- 福祉や介護サービスの現場における人材不足が深刻です
- 住民が現状を理解し専門的知識などを学ぶ機会を増やし、ひとり一人や地域でできることの再認識が必要です
- 今後の地域福祉推進において、民間企業との福祉に関する連携強化と協働が求められています

施策の方向

(1) 「福祉」についての学びの場をつくります

学校における福祉教育の充実をはじめ、福祉施設等での交流の機会を充実し、多くの市民の参加を促します。

(2) 「福祉」の専門的なスキルを持った人を増やします

福祉に関する各種教室の充実や学校教育との連携等により、福祉の専門的なスキルを持った人を増やします。

(3) 高齢者の貢献寿命を伸ばします

高齢者が、支援の「受け手」としての立場だけでなく、得意分野の「手」として社会に貢献する活動を支援します。

(4) 企業の社会貢献を推進します

企業が、多様な社会貢献活動を通じて地域福祉に貢献すること、企業の取り組みを促します。

「取組のポイント」

各行動主体が取組む地域福祉活動のエッセンスを記載しています。

「評価の視点」

施策の評価視点を記載しています。

「施策」

施策名を記載している部分です。

「目的」

施策の推進により実現したい状態や方向性を記載しています。

「現状と課題」

施策のテーマに関連した現状と課題のポイントを記載しています。

「施策の方向」

この施策において注力する方向性を記載しています。

取組みのポイント

市民ができること

- ①福祉に関心を持ち、市や社会福祉協議会が実施する研修会や講演会等に参加しましょう
- ②福祉について積極的に学び、学んだことをまわりの人と共有しましょう

地域・団体ができること

- ③自治会や団体等で福祉について話し合う機会をつくり、出前講座などを依頼しましょう
- ④子どもから高齢者が、福祉活動について“できること”を学べる場をつくりましょう

NPO・企業ができること

- ⑤市や社会福祉協議会と連携し、地域福祉向上に関して話し合いを進めましょう
- ⑥NPOや企業の専門性を活かし、学校や地域などで出前講座を行いましょう

社会福祉協議会ができること

- ⑦支えあい講座やボランティア研修会等の事業を実施し地域福祉への理解を深めます
- ⑧児童・生徒が“思いやりの心を育む”教育や福祉に関わる機会を創出します
- ⑨出前講座等に依頼に応じたさまざまな講師をコーディネートします
- ⑩地域福祉を担う人材を養成する研修会等を開催し、福祉を学ぶ機会づくりを進めます

行政ができること

- ⑪学校、地域、企業等の多様な場で福祉を学ぶことができるよう、機会づくりを進めます
- ⑫市民が参画して福祉事業を展開するプロジェクト等の機会をつくります
- ⑬福祉サービス事業者における保健福祉専門職等の確保や人材育成を支援します
- ⑭学校や民間企業等との協働事業や協定等の締結を通じて、地域福祉活動への参加を促進します
- ⑮高齢者の生きがいづくり、社会参加、雇用の促進等を支援します

評価の視点

評価の視点	関連する“取組のポイント”
福祉を学ぶ機会を作れたか？	③④⑥⑦⑪の実施状況で評価
専門的なスキルを持つ人を増やせたか？	⑨⑩⑬の実施状況で評価
地域福祉への関心を持つ人が増えたか？	①②⑤⑧⑫⑭⑮の実施状況で評価

1

第3章 施策の展開

地域を支える人材を育てます

目 的

福祉に関する知識を正しく学ぶ機会をつくり、専門的なスキル（技能・能力）を持つ人を増やし、個人や団体・企業が、自分たちの地域の福祉に関心を持ち、自分の問題として捉えて学び・互いに見守り・支えあう意識を高め、やりがいや生きがいのある生活をつくれます。

現状と課題

- 人口減少とともに高齢社会に向け、地域福祉を担う人が減少しています
- 福祉や介護サービスの現場における人材不足が深刻です
- 住民が現状を理解し専門的知識などを学ぶ機会を増やし、一人ひとりや地域でできることの再認識が必要です
- 今後の地域福祉推進において、民間企業との福祉に関する連携強化と協働が求められています

施策の方向

（１）「福祉」についての学びの場をつくります

学校における福祉教育の充実をはじめ、福祉施設等での交流機会や体験学習等の機会を充実し、多くの市民の参加を促します。

（２）「福祉」の専門的なスキルを持った人を増やします

福祉に関する各種教室の充実や学校教育との連携等により、福祉を学ぶ人、福祉の専門的なスキルを持った人を増やします。

（３）高齢者の貢献寿命を伸ばします

高齢者が、支援の「受け手」としての立場だけでなく、得意分野を活かして「支え手」として社会に貢献する活動を支援します。

（４）企業の社会貢献を推進します

企業が、多様な社会貢献活動を通じて地域福祉に貢献することができるよう、企業の取り組みを促します。

取組みのポイント

市民ができること

- ①福祉に関心を持ち、市や社会福祉協議会が実施する研修会や講演会等に参加しましょう
- ②福祉について積極的に学び、学んだことをまわりの人と共有しましょう

地域・団体ができること

- ③自治会や団体等で福祉について話し合う機会をつくり、出前講座などを依頼しましょう
- ④子どもから高齢者が、福祉活動について“できること”を学べる場をつくりましょう

NPO・企業ができること

- ⑤市や社会福祉協議会と連携し、地域福祉向上に関して話し合いを進めましょう
- ⑥NPOや企業の専門性を活かし、学校や地域などで出前講座を行いましょう

社会福祉協議会ができること

- ⑦支えあい講座やボランティア研修会等の事業を実施し地域福祉への理解を深めます
- ⑧児童・生徒が“思いやりの心を育む”教育や福祉に関わる機会を創出します
- ⑨出前講座等に依頼に応じたさまざまな講師をコーディネートします
- ⑩地域福祉を担う人材を養成する研修会等を開催し、福祉を学ぶ機会づくりを進めます

行政ができること

- ⑪学校、地域、企業等の多様な場で福祉を学ぶことができるよう、機会づくりを進めます
- ⑫市民が参画して福祉事業を展開するプロジェクト等の機会をつくります
- ⑬福祉サービス事業者における保健福祉専門職等の確保や人材育成を支援します
- ⑭学校や民間企業等との協働事業や協定等の締結を通じて、地域福祉活動への参加を促進します
- ⑮高齢者の生きがいづくり、社会参加、雇用の促進等を支援します

評価の視点

評価の視点	関連する“取組のポイント”
福祉を学ぶ機会を作れたか？	③④⑥⑦⑪の実施状況で評価
専門的なスキルを持つ人を増やせたか？	⑨⑩⑬の実施状況で評価
地域福祉への関心を持つ人が増えたか？	①②⑤⑧⑫⑭⑮の実施状況で評価

2

第3章 施策の展開

地域で顔の見える関係とつながりを広げます

目的

新型コロナウイルス感染症に配慮した形での地域活動や集いの場などの運営が、今後もしばらく続くものと考えられます。地域における人と人とのつながりを広げるため、安全な手段を用いた効果的な健康増進や介護予防、多様化する趣味やスポーツの交流を盛んにしていく必要があります。

また、同じ悩みをわかちあえる場を整え、選択して参加できる環境づくりを進めます。

現状と課題

- 少子高齢社会による核家族化など世帯構成や、学校統合などの地域の変化により、近隣どうしや地域コミュニティ*との関わりが薄れています
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、地域活動や集いの場などの運営がしにくい状況にあります
- 趣味やスポーツなどの余暇活動を通じた交流が求められています
- 若者どうしの関わりがなくなってきました
- 健康寿命*の延伸に関して介護予防の取り組みが重要視されています
- 子育てや介護、病気などの悩みを抱え込み孤立しやすくなっています

施策の方向

(1) 地域内で交流する機会を増やし、仲間づくりにつなげます

多くの人に参加しやすい形で、地域内での世代間交流ができる機会を増やし、仲間づくりを支援します。

(2) 趣味やスポーツを楽しめる場をひろげます

趣味やスポーツなどを楽しむグループ活動を通じて、地域における人と人とのつながりを深め、広げていくことができるよう、活動を支援します。

(3) 介護予防のための健康づくりを進めます

介護予防を目的とする健康づくり活動や通いの場などの機会を充実するとともに、活動を周知して多くの市民の参加を促します。

(4) 共通した悩みなどを持つ人同士が集える場所をつくります

子育て、介護、障がい者の家族など、共通した悩みを持つ人どうしが集まり、悩みを打ち明けることができる機会づくりを進めます。

取組みのポイント

市民ができること

- ① 日常生活から、あいさつや声掛けをしましょう
- ② 地域の行事など、地域内での交流機会に積極的に参加しましょう

地域・団体ができること

- ③ 自治会と福祉に関わる各団体が話し合い、地域の活性化をすすめましょう
- ④ 地域で集える行事やイベント等により、交流ができる機会をつくりましょう

NP0・企業ができること

- ⑤ 地域や市、社会福祉協議会と連携し、各分野の交流の機会を創出していきましょう
- ⑥ 企業は地域と協働し、仲間づくりに関わる集いの機会づくりに積極的に参画しましょう

社会福祉協議会ができること

- ⑦ 自治会やボランティア団体、NP0 等が行う地域福祉活動を支援します
- ⑧ コロナ禍等の状況においても気軽に集まれる機会や健康づくりを促進していきます
- ⑨ 各関係機関と連携し、必要に応じた集いの場をつくります

行政ができること

- ⑩ 地域住民が気軽に集まれる場づくりを行います
- ⑪ 同じ悩みを持つ人が集まれるような場所を作ります
- ⑫ 高齢者の社会参加や地域貢献の機会を作ります

評価の視点

評価の視点	関連する“取組のポイント”
人と人とのつながりを広げられたか？	①②③④⑤⑥⑦⑧⑩⑫の実施状況で評価
悩みをわかちあえる場を整備できたか？	⑨⑪の実施状況で評価

3

第3章 施策の展開

地域で支えあいのネットワークをつくります

目的

地域の福祉課題は多岐にわたるため、素早く発見し、地域で見守り、解決策につなげていく“支えあい”が大切です。

そうした地域を実現するためには、多くの市民の参加が求められます。既存の見守りネットワークやボランティア活動の力を最大限に活かすしくみづくりを進めるとともに、地域の福祉について地域で話し合う機会をつくる等、多くの市民が参加できる機会をつくっていきます。

現状と課題

- 地域活動等に参加する人の固定化と高齢化に対して、新しく参加する人が少なくなっています
- 地域の福祉課題や住民が求める支援ニーズの把握が十分にされていません
- ボランティア活動への理解が普及しておらず、活動を促進する支援体制も整える必要があります
- 制度では補えていない福祉サービスが不足しています

施策の方向

(1) 近隣の見守り活動をさらに充実します

見守りネットワークを核に、地域における見守り活動への参加者を増やすとともに、多様な方法での見守り活動の活発化を図ります。

(2) 地域内で福祉について話し合う機会をつくります

支援を必要としている地域住民を見守り、ニーズを的確に把握して支えていくため、地域ケア会議*、福祉委員会*、福祉懇談会等、専門職や住民の参加による多様な話し合いの機会を充実します。また、各地域が独自に行っている効果的な取り組みについての情報を共有します。

(3) ボランティアが主導し活動しやすい環境をつくります

ボランティア活動の重要性を周知・啓発するとともに、自治会などと連携の強化と情報の共有を深め、ボランティアが活動しやすい環境をつくります。

(4) 制度外（インフォーマル）サービスの充実を図ります

地域の困りごとの現状を把握し、必要とされている新たなサービスを開発して提供していく取り組みを進めます。

取組みのポイント

市民ができること

- ①地域で生活している高齢者・障がい者・子育て家庭などに関心を持って見守りましょう
- ②地域の見守り活動やボランティア活動に理解を深め参加しましょう
- ③「困った時はお互い様」「ありがとう」の気持ちを大切に、近隣や住民の「日常生活の困りごと」に目を向け、一人ひとりができる支えあい活動を実施しましょう

地域・団体ができること

- ④地域で困りごとの把握に努めましょう
- ⑤民生委員・児童委員*や福祉委員等と自分たちにできることを地域で話し合いましょう
- ⑥困っている人を地域で支え助けあえる活動を行いましょう

NPO・企業ができること

- ⑦市や社会福祉協議会と連携し、共同で実施できる事業を検討しましょう
- ⑧地域における困りごとのニーズに対し、必要な支援活動を推進していきましょう

社会福祉協議会ができること

- ⑨福祉委員等と話し合い、見守り活動の取り組みを支援し促進します
- ⑩自治会や団体等と情報を共有し、地域福祉活動のネットワーク化を図ります
- ⑪地域や各関係機関と連携し、新たな地域福祉事業を展開していきます

行政ができること

- ⑫困っている人の声や地域の課題を市の施策に反映させます
- ⑬自治会ごとの地域福祉への取り組みを活発化します
- ⑭関係部署との連携を強化し、見守りや支えあいの活動を活発化します

評価の視点

評価の視点	関連する“取組のポイント”
見守りネットワークやボランティア活動の力を活かすしくみを作れたか？	①②③④⑥⑦⑧⑩⑪⑬⑭の実施状況で評価
地域の福祉について地域で話し合える機会を作れたか？	⑤⑨⑫の実施状況で評価

4

第3章 施策の展開

住みやすい環境づくりを進めます

目的

地域福祉を進めるうえでは、住みやすい地域環境を実現するということも大切な視点です。地域を担う子どもたちの健全な育成、移動手段を持たない人への交通手段の確保や日常の買い物への支援などは切実な課題です。その他、福祉に関する情報提供をはじめ、公共施設のバリアフリー化など、住み続けられる環境づくりを進めていきます。

現状と課題

- 少子化が進む中、安心して子育てができる環境が求められています
- 高齢社会に向け、移動手段を失う高齢者などにやさしい交通手段が不足しています
- 日常の買い物等に困っている人がいます
- 各種サービスや福祉の情報が市民に届いておらず、ICT（情報通信技術）の活用により進める必要があります
- 公共施設や観光・商工施設などのバリアフリー化が進んでいません

施策の方向

（１）地域での子育て支援に取り組みます

地域の子育て家庭が安心して生活できるよう、子育て支援に取り組みます。

（２）快適に生活できる移動支援を充実します

移動手段を持たない人が、安心して快適に移動できる支援を行います。特に、日常の買い物に困っている高齢者等の生活を支えるため、移動販売等の提供も含めた支援策を検討します。

（３）福祉の情報を周知します

多くの人に情報が届くよう、多様なメディアを活用した情報提供を行います。

（４）公共施設などのバリアフリー化を進めます

市内の公共施設のバリアフリー化を進め、誰もが安心して快適に利用できる環境を整えます。

取組みのポイント

市民ができること

- ①福祉に関心を持ち、情報収集にはスマートフォン等の活用にもチャレンジしましょう
- ②地縁団体とつながり、回覧板に目をとおすよう習慣づけましょう
- ③不便や不自由な事や場所があれば、自治会等に相談しましょう

地域・団体ができること

- ④困りごとの情報を共有し地域で把握しましょう
- ⑤SNSや回覧板を有効活用し情報を届けましょう
- ⑥ボランティア活動による支援活動を推進しましょう

NPO・企業ができること

- ⑦インターネットを活用して、有効な情報を発信しましょう
- ⑧子育てや介護等に関して機運醸成の取り組みを推進しましょう

社会福祉協議会ができること

- ⑨高齢者や障がい者がスマートフォン等を利用できるよう専門業者と協働し推進します
- ⑩広報誌、ホームページ、SNS、下呂ネット*等を活用し情報をわかりやすく発信します
- ⑪移動の課題等のニーズを把握し、各種福祉サービスの事業を組み立てます
- ⑫自治体や団体による環境づくりを会費や共同募金を有効活用し推進していきます

行政ができること

- ⑬ヤングケアラー*、ダブルケア*、ひきこもり等の問題や、ひとり親世帯の実態を調査して把握します
- ⑭利用しやすい交通手段の整備や移動支援等を検討します
- ⑮福祉に関する情報を周知します
- ⑯公共施設や道路などのバリアフリー化をさらに進めます

評価の視点

評価の視点	関連する“取組のポイント”
子育て支援を充実できたか？	⑥⑧の実施状況で評価
移動支援を充実できたか？	⑥⑪の実施状況で評価
福祉情報を提供できたか？	①②④⑤⑦⑨⑩⑬⑮の実施状況で評価
バリアフリー化など、住みやすい環境を実現できたか？	③⑫⑭⑯の実施状況で評価

5

第3章 施策の展開

災害に負けない地域づくりを進めます

目的

災害時に高齢者や障がい者を支援することができるのは、身近なところで生活している地域住民です。災害時に支援を必要とする人が地域のどこにいるのかを日頃から把握しておき、防災に関する情報を共有し、防災活動を強化する等、すべての市民の防災への意識を高め、地域における取組みや体制を強化して安心・安全な地域をつくります。

また、災害時の組織機能の定期的なチェックや、被災時の復旧・復興への官民一体とした協働への取り組みを進めていきます。

現状と課題

- 防災・減災関係訓練への参加率が低くなっています
- 防災意識や自主防災組織の機能に地域差があります
- 避難行動要支援者*情報の活用や避難行動マニュアルの作成が進んでいない地域があります
- 避難行動要支援者の避難と避難所などの支援が確立していない
- 被災後の早期復旧・復興に向けた取り組みが必要です

施策の方向

(1) 防災に対する市民の意識を向上します

福祉防災マップの作成や配布などを通じて、災害時のリスクや危険個所を市民に周知するとともに、災害時に身を守るために必要な行動等に関する知識や情報を周知し、市民の防災意識を高めます。

(2) 災害時に役立つ知識を普及します

自主防災組織の育成や防災・減災関係訓練の定期的な実施等を通じて、災害時に役立つ知識を普及します。

(3) 災害弱者の情報共有と支援の強化に取り組みます

災害時の避難行動に支援を要する人が地域のどこにいるのかを日頃から関心を持って把握するとともに、避難行動要支援者台帳などの情報を地域で有効に活用できる支援体制を強化します。

(4) 災害ボランティアセンターなどの機能を強化します

災害ボランティアセンターの周知をはじめ、設置・運営のための訓練等の実施を通じて、その機能を強化します。また、様々な福祉ニーズを有する市民が災害時に安心して避難できるよう、福祉避難所*の整備を進めます。

取組みのポイント

市民ができること

- ①災害時の連絡体制や避難の方法を家族で共有しましょう
- ②家庭での水や食料の備蓄や、避難バック等の備えを心がけましょう
- ③防災訓練等に参加し、適切な避難行動ができる知識を身につけましょう

地域・団体ができること

- ④地域で声かけ・見守りをするべき方を把握しましょう
- ⑤市民が関心を持って参加できる防災訓練を計画しましょう
- ⑥防災士会*は、市や社会福祉協議会と連携し協力体制を強化しましょう

NPO・企業ができること

- ⑦市や社会福祉協議会と協定を締結し、協力体制を強化しましょう
- ⑧自らの事業が被災した時にも速やかに回復できるよう、事業継続計画の策定に努めます

社会福祉協議会ができること

- ⑨防災・減災の周知・啓発を進めます
- ⑩災害用備蓄品等災害ボランティアセンター用備品等の充実を図り、災害時に備えます
- ⑪関係機関との連携や企業との協定も含め、災害ボランティアセンターの機能を強化します

行政ができること

- ⑫避難行動要支援者台帳を地域で有効活用できる体制を整備します
- ⑬トイレなどの衛生面や情報通信の問題など、過去の経験を踏まえた避難所運営を行います
- ⑭小中学生や障がい者、外国人も参加でき、わかりやすい防災研修会等を行います
- ⑮福祉施設、事業所、危険場所等がわかりやすい防災マップを作成します
- ⑯福祉避難所を整備します
- ⑰災害・減災関係訓練を定期的の実施し、組織の機動性を確認して強化します

評価の視点

評価の視点	関連する“取組のポイント”
災害に負けない安心・安全な地域を実現できたか？	①②④⑥⑦⑧⑨⑪⑫⑬⑭⑮⑯の実施状況により評価
災害時の組織機能の定期的なチェックができたか？	③⑤⑩⑰の実施状況により評価

6

第3章 施策の展開

地域で安心して暮らせるよう相談機能を充実します

目的

困りごとが生じた場合でも、地域の身近なところで助けを求めることができ、課題に応じた支援を受けることができれば、地域で安心して生活し続けることができます。地域で様々な困りごとを早期に発見し、必要な支援につなげることができるコーディネートのおしくみをつくとともに、利用しやすい相談窓口を確保していくことを進めます。

また、認知症や障がいなどの理由から、判断能力が十分ではない方の財産管理や身上保護などを行う成年後見制度の適切な利用を促進していきます。

現状と課題

- 生活の困りごとが多様化しているとともに、複合的に抱えている世帯が増えています
- 生活の困りごとや異変の早期発見・早期対応が必要です
- 悩みを抱えても相談窓口を利用できない人や、どこに相談していいのか、誰に相談したらよいかわからない人がいます
- 各種分野の専門性の高い困りごとに対して、解決できる機能をもった相談体制が必要です

施策の方向

(1) 訪問活動による困りごとの早期発見を進めます

訪問活動の充実等を通じて、地域で生活する人の困りごとを早期に発見するとともに、必要な支援サービス等に適切につなげるコーディネート機能を強化します。

(2) 市民が SOS を発信しやすい相談窓口をつくります

相談窓口を充実して市民の多様な相談内容に応じることができる体制をつくるとともに、利用しやすい相談窓口を実現します。

(3) 解決に向けた継続的かつ包括的な支援ができる体制を整えます

多様な専門職の連携等により、地域の課題の解決に包括的かつ継続的に取り組むことができる支援体制を整えます。

(4) 成年後見制度利用促進のため中核機関を設置し権利擁護を一層充実させます

判断能力が十分ではない方の権利を守るため、必要に応じて成年後見制度を利用できるよう支援するとともに、市民後見人などの担い手を育成します。

取組みのポイント

市民ができること

- ①相談窓口や地域の各種相談員等の支援情報を広報誌やインターネットで知りましょう
- ②自分自身や家族の困りごとを抱えず「助け」を求めましょう
- ③困っている人がいれば、相談窓口等の情報を伝えましょう

地域・団体ができること

- ④困りごとを地域（社会）の課題と捉え、困った人に寄り添いましょう
- ⑤市、社会福祉協議会の開催する支援会議に出席し、困りごとの解決に協力しましょう

NPO・企業ができること

- ⑥困りごとの解決策として、就労支援等を理解し、協力しましょう
- ⑦在留外国人の就労者等が抱える生活上の相談に対し関係機関と連携し支援しましょう

社会福祉協議会ができること

- ⑧相談窓口情報のわかりやすい発信を目指し、普及啓発を周知していきます
- ⑨当事者の意向や事情に配慮したアウトリーチ*型の支援を推進します
- ⑩各種相談機関と自治会や団体等との横断的*なネットワークづくりを推進します
- ⑪法人後見への取り組みを検討します

行政ができること

- ⑫どんな困りごとでも一旦受け止める総合的な相談窓口を設置します
- ⑬成年後見制度の内容等を周知し、利用の円滑化を図ります
- ⑭成年後見制度の中核機関を設置し、利用が必要な方を適切に支援するための体制を整備します
- ⑮市民後見人や法人後見の担い手を育成します

評価の視点

評価の視点	関連する“取組みのポイント”
コーディネート仕組みを構築できたか？	②③④⑤⑥⑦の実施状況により評価
利用しやすい相談窓口を確保できたか？	①⑧⑨⑩⑫の実施状況により評価
成年後見制度の利用促進策を進めたか？	⑪⑬⑭⑮の実施状況により評価

一人ひとりが自分らしく生活できる環境を整えます

目 的

地域で生活するすべての市民が、様々な課題に直面した場合にも互いに助けあい、必要な支援を受けること等を通じて、住み慣れた地域で自分らしく生活することが大切です。障がい、自殺、虐待、ひきこもり、生活困窮、犯罪をした人の社会復帰など、一人ひとりが直面している課題は多種多様ですが、地域の福祉力を高め、困りごとに寄り添い解決することができる地域の環境を整えます。

現状と課題

- 障がい者が地域で生活し、社会参加するうえでの支援の充実が必要です
- 自殺、虐待、ひきこもり、生活困窮者への支援など、様々な社会問題が生じています
- それぞれの育った生活環境や、新型コロナウイルス感染症などによる生活の変化などに左右され、生じた課題を抱えた人の支援が必要です
- 人権への正しい理解を促し、様々な“生きづらさ”に寄り添う地域づくりが必要です

施策の方向

(1) 障がい者の社会参加を支援します

障がい者が、自らの能力を発揮し、就労をはじめとする社会の様々な場面に参加できるよう支援します。

(2) 自殺や虐待などから命を守る取り組みや対策を進めます

自殺予防をはじめ、障がい者、高齢者、子ども等への虐待の防止など、命を守る取り組みや対策を進めます。

(3) ひきこもりや困窮支援への対策を進めます

生活保護等の各種制度による生活困窮者対策、教育や生活等への支援による子どもの貧困対策、障がい者や高齢者等のひきこもりの防止等への対策を進めます。

(4) 様々な“生きづらさ”に寄り添い支える地域づくりに取り組みます

人権への正しい理解を啓発するとともに、様々な生きづらさを抱える人たちに寄り添い支える地域づくりを行います。

取組みのポイント

市民ができること

- ①人権について積極的に学び、正しい認識を持ちましょう
- ②自殺、虐待、ひきこもり、生活困窮、犯罪をした者の社会復帰等、多様な社会問題に関心を持ち、当事者の目線や立場に立って、偏見や差別を無くしましょう

地域・団体ができること

- ③障がい者等も社会参加しやすい取組みに工夫しましょう
- ④個人や世帯が孤立しないよう、地域や団体等が笑顔で寄り添いあいましょう
- ⑤日常から見守り、子ども等の生活の変化に気づいてあげましょう
- ⑥地域の課題を話し合い、人と人の「つながり」が実感できる地域づくりをしましょう

NPO・企業ができること

- ⑦差別や偏見なく、就労や就職できる雇用環境を整えましょう
- ⑧職場における生きづらさや孤立等、働く人のメンタルヘルスケアに努めましょう

社会福祉協議会ができること

- ⑨支援制度の情報を発信し、SOSが出しやすい環境づくりに取り組みます
- ⑩各相談機関と連携し、切れ目なく、息の長い、きめ細やかな相談支援体制をつくります
- ⑪生活困窮者自立支援事業や介護保険事業、障がい者就労支援事業等、運営する多様な事業の有機的なつながりを活かし、様々な課題解決に向けた事業展開を図ります

行政ができること

- ⑫人権に関する啓発や教育を充実します
- ⑬自殺、虐待、ひきこもり、生活困窮、犯罪をした者の社会復帰等、多様な社会問題に対応した施策を立案し、実行します
- ⑭多様な社会問題に関する情報を発信し、正しい理解を促します
- ⑮子どもの貧困の実態を把握します
- ⑯障がい者が社会の様々な場面に参加できるよう支援します

評価の視点

評価の視点	関連する“取組のポイント”
地域の福祉力を高めることができたか？	①②③⑦⑨⑩⑪⑫⑬⑭の実施状況により評価
困りごとに寄り添い、解決できる支えあいを実現できたか？	④⑤⑥⑧⑮⑯の実施状況により評価

具体的な活動例

この計画の7つの施策に基づく具体的な活動例を記載します。実際の活動内容は、社会情勢やニーズ等を踏まえて随時変更し、その内容は第5章に記載した「実施計画」に反映させて運用していきます。

なお、市民の参加を求める活動等については、新型コロナウイルス感染症の予防に配慮し、安全な形で実施する必要があります。感染症の状況等を勘案しながら、当面の間は以下の取組みを行いながら進めることとします。

<新型コロナウイルス感染症の予防への配慮について>

- ☑ 市民や地域に対し、集まって活動する時に注意すべき感染予防対策に関する知識や情報を周知します
- ☑ オンラインを活用した取組みを行う場合には、その実施を支援します
- ☑ オンラインでの参加方法や、オンライン参加時に必要となるデバイスの利用方法の習得のための支援を行います

1 地域を支える人材を育てます

市民・地域・団体・NPO・企業の取組み（例）

- ☑ 子ども園や福祉施設等で地域交流の機会促進
- ☑ 市や社協が開催する研修会や出前講座への積極的な参加と活用

社会福祉協議会の取組み（例）

- ☑ 福祉講演会など福祉に触れる機会の創出
- ☑ 生活の困りごとの助けあいなどを学ぶ「支えあい講座」など、各種ボランティアの育成に関わる講座の開催
- ☑ 小中学生を対象とした福祉体験学習、地域と共同した社協寺子屋の開催
- ☑ 学校が行う福祉学習への支援（福祉出前講座、福祉活動や講師の紹介、活動費の助成）
- ☑ 福祉活動に関する講師の育成、発掘、調整
- ☑ ボランティア活動への支援（相談支援、活動の調整、活動費の助成など）

行政の取組み（例）

- ☑ 手話通訳養成講座、認知症サポーター養成講座などの開催
- ☑ 介護人材の確保（介護職員の資格取得支援の検討や職場体験の充実）
- ☑ 学校や民間企業の地域福祉活動参加への促進
- ☑ 高齢者の生涯学習、社会参加、多世代交流、地域貢献活動の機会促進
- ☑ シルバー人材センターの活動助成

2 地域で顔の見える関係とつながりを広げます

市民・地域・団体・NPO・企業の取組み（例）

- ☑ あいさつや声掛け、回覧板の手渡しなど日頃からの関わり意識の向上（自治会や班・組などで回覧板手渡し運動やあいさつ運動の実施）
- ☑ 自治会単位や歩いて行ける範囲で「交流する場」の創出
- ☑ 地域行事の維持（コロナ禍での新しい生活様式を理解し、開催を検討）
- ☑ 子ども会とシニアクラブなど子どもと高齢者の交流する機会の創出
- ☑ 空き店舗や所有する建物などを地域福祉活動の場として提供の検討
- ☑ スポーツクラブなどを中心に、スポーツでの交流や介護予防ができる機会の創出

社会福祉協議会の取組み（例）

- ☑ 集いの場や見守り活動などへの支援（相談支援、担い手や講師の紹介・調整、活動費の助成、備品貸出の整備など）
- ☑ コロナ禍での地域福祉活動事例の収集及び啓発
- ☑ フレイル予防*の周知及び啓発
- ☑ 「ラジオ体操の会」など気軽に集まりやすい「新たな集いの形」の創出・推進
- ☑ 趣味などで交流できる機会の創出

行政の取組み（例）

- ☑ 健康寿命の延伸を目的とした、介護予防教室の定期開催
- ☑ 子育て・介護・障がいなど同じ悩みを抱えている方が集まり、情報交換や悩み相談、つながりを強化する機会の開催
- ☑ シニアクラブへの新規加入を促進し、クラブ活動を活性化
- ☑ 空き家・空き店舗情報の把握と、福祉活動への活用検討



3 地域で支えあいのネットワークをつくります

市民・地域・団体・NPO・企業の実践（例）

- ☑ 高齢者・障がい者・子育て家庭など身近な世帯を気にかけて、異変に気づいたら福祉委員や民生委員・児童委員などへ情報提供
- ☑ 福祉委員会やボランティアによる継続的な見守り、訪問活動の実施（コロナ禍でも『短時間の安否確認訪問、電話や SNS などを活用した活動』など、方法を工夫し、見守りや安否確認の機会を確保）
- ☑ 小地域ネットワークの活性化（見守り活動や普段の生活の中で気付いた近隣の困りごとや異変は一人で抱え込まず、地区役員や関係機関につなぎましょう）
- ☑ 定期的な福祉委員会の開催（地域の現状把握や見守り対象者の情報交換、福祉活動の検討等）
- ☑ 福祉勉強会・懇談会の開催（子どもからお年寄りまで自分たちにできる支えあいなど、地域内で出来る支えあい活動や自分の地域に必要な福祉活動などを検討）
- ☑ 自治会役員とボランティア活動者などの連携強化

社会福祉協議会の実践（例）

- ☑ 見守り活動事例を情報収集し、自治会、福祉委員会等に周知
- ☑ コロナ禍でも出来る新たな見守りや安否確認の手法を検討し、周知・啓発
- ☑ 「近隣助けあい活動の手引き」を活用した、地域による見守りネットワークの充実
- ☑ 広報誌等を活用したボランティア活動の周知及び理解の普及
- ☑ ボランティア交流会、研修会の開催
- ☑ ボランティア活動者と地域課題や生活の困りごとを繋ぐ機能の活性化
- ☑ 困りごとの把握と新たな支援サービスの研究開発
- ☑ NPO・企業とネットワークを構築し、地域福祉課題に対する活動の創出

行政の実践（例）

- ☑ 買い物支援かつ、見守りが必要な方を対象に、見守りと食料の配達事業を展開
- ☑ 事業者等による「高齢者等見守りネットワーク事業」の推進
- ☑ 多職種で集まり、地域課題の共有や必要な取り組みについての話し合いの実施
- ☑ 市民の困りごとを把握し、新たなサービスを企業や社協と連携して研究・開発
- ☑ 基礎的福祉情報（人口・世帯・高齢化率など）や地域での話し合いに必要な情報の提供
- ☑ 認知症の方が安心して暮らせる体制の整備

4 住みやすい環境づくりを進めます

市民・地域・団体・NPO・企業の取組み（例）

- ☑ 回覧板や広報誌、インターネットなどで日頃から福祉情報を収集
- ☑ 地域内の施設や通学路の安全など気になる箇所を自治会役員などに情報伝達
- ☑ 行事やイベントに誰もが参加しやすい環境づくり
- ☑ 障がい者用駐車場、多目的トイレ、点字ブロックなどバリアフリー機能の向上
- ☑ 助成制度なども活用し、店舗や市民が利用する施設などのバリアフリー化を推進

社会福祉協議会の取組み（例）

- ☑ 広報誌、ホームページ、SNS、下呂ネット等を活用した福祉情報の発信
- ☑ ホームページ：スマートフォン対応型への移行など見やすい内容へのリニューアル
- ☑ コロナ禍での健康保持を、下呂ネット等と連携して周知・啓発
- ☑ 移動に関する地域課題：住民ニーズを把握し、福祉車両貸出事業、福祉移動サービス事業などの事業の見直し
- ☑ 介護保険事業者医療機関との協議し、福祉用具貸出事業の充実と利用の促進
- ☑ 専門業者と連携し、スマートフォン教室など生活に必要な情報を学べる機会の創出

行政の取組み（例）

- ☑ ひとり親世帯の経済状況等の把握と、子どもとその親の支援の推進
- ☑ ヤングケアラーやダブルケア等困っている方が、SOSを発信しやすい環境の整備
- ☑ 市内移動サービス事業者などと連携し、移動困難者の移動手段を研究
- ☑ 現在の地域交通体系の見直しを実施
- ☑ 下呂ネットやインターネットなど様々な手法により、福祉に関する情報を周知
- ☑ 独居の高齢者等の緊急時の連絡手段として緊急通報装置を設置
- ☑ 市内各施設のバリアフリー化
- ☑ 高齢者・低所得者向け住宅の充実



5 災害に負けない地域づくり

市民・地域・団体・NPO・企業の取組み（例）

- ☑ 家庭内での災害時の連絡体制、避難方法の話し合い、防災備品の整備等の促進
- ☑ 防災訓練や防災教室・講演会への積極的な参加(コロナ禍でも組・班単位など密にならない範囲や手法で防災訓練の継続実施)
- ☑ 地域役員で連携し、避難行動要援護者台帳の更新
- ☑ 福祉防災マップの作成や災害図上訓練（DIG）により、要援護者の把握と避難想定
- ☑ いざという災害に備え、自主防災組織の組織化と機能の確認
- ☑ 福祉委員会等が主体となり、大雨や台風など予測できる災害発生前には高齢者世帯に電話連絡を行う「災害一声運動」の取り組み実施

社会福祉協議会の取組み（例）

- ☑ 広報誌を活用した、災害ボランティアセンター情報の周知・啓発
- ☑ 災害ボランティアセンターで活用する備品の充実
- ☑ 災害ボランティアセンターの設置・運営のマニュアルの確認・更新
- ☑ 災害ボランティア活動者の拡充
- ☑ 災害発生時に迅速な支援ができるよう SNS を活用したコーディネート促進
- ☑ 自治会が行う避難所へ要支援者を受け入れるための備品整備等への助成

行政の取組み（例）

- ☑ 地域内の要支援者等把握とし、避難行動要支援者名簿の活用より、安否確認や避難支援体制の整備
- ☑ 誰もが利用しやすい避難所・防災備品の整備（トイレや情報通信など）
- ☑ 小中学校や障がい者団体等と連携し、防災教室を開催
- ☑ 福祉防災マップの作成
- ☑ 防災資機材の整備に係る費用の一部補助
- ☑ 災害図上訓練（DIG）など平時から災害発生時を想定した訓練の継続的な実施
- ☑ 防災意識向上のための研修会・講演会の開催

6 地域で安心して暮らせるよう相談機能を充実します

市民・地域・団体・NPO・企業の取組み（例）

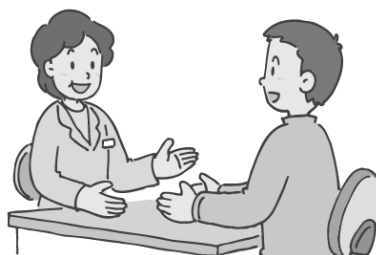
- ☑ 地域の民生委員・児童委員や福祉委員などの福祉活動者がその役割を学習
- ☑ 日頃から相談窓口の把握に努め、困っている人がいれば、相談機関の情報を伝達
- ☑ 福祉委員会などが中心となり、相談機関把握などの勉強会を開催
- ☑ 区報等で、民生委員・児童委員や福祉委員など身近な相談役の周知

社会福祉協議会の取組み（例）

- ☑ 福祉総合相談事業の相談開設方法を見直し、より身近に相談できる体制の整備
- ☑ コロナ禍においても、相談機能が停滞しない電話対応などの検討、推進
- ☑ 継続的でわかりやすい相談窓口の開設と、ホームページや広報誌での周知
- ☑ 各相談機関や地域の各種団体等と連携し、切れ目なく・息の長い・きめ細やかな相談支援体制の構築
- ☑ コロナ禍で増加する生活困窮など、様々な課題を抱える市民に対し、アウトリーチも含めた相談機能の充実
- ☑ 下呂市の誰もが本人らしい生き方ができるよう成年後見人制度の法人後見事業の実施にむけて検討

行政の取組み（例）

- ☑ どんな困りごとでも一旦受け止め、適切な機関につなぐ、総合的な相談窓口の設置
- ☑ 地域共生社会実現のための包括的・重層的な総合相談支援体制の研究・開発
- ☑ 飛騨保健所・社協・高齢者・障がい者・子育て関係など相談機能を有する機関の連携
- ☑ 成年後見制度の中核機関を設置し、「権利擁護支援のため」の地域連携ネットワークの構築
- ☑ 成年後見制度の利用支援
- ☑ 認知症の人と家族への訪問相談
- ☑ 障がい者支援機関との連携強化と社会資源の開発や改善



7 一人ひとりが自分らしく生活できる環境を整えます

市民・地域・団体・NPO・企業の取組み（例）

- ☑ 人権について積極的に学び、正しい認識を持ち、当事者の目線や立場に立って、偏見や差別を無くす意識の向上
- ☑ 地域内で孤立する人がいないよう、地域内で気かけあう仕組みづくり
- ☑ 差別や偏見なく、就労や就職できる雇用環境の整備
- ☑ 職員、従業員の体調やメンタルをチェック・ケアする体制の整備

社会福祉協議会の取組み（例）

- ☑ 生活困窮者自立支援事業や生活福祉資金貸付事業、フードバンクなど生活困窮者への支援の充実
- ☑ 障がい者就労支援事業により、障がい者の社会参加を拡充
- ☑ 社会福祉協議会が運営する多様な事業の有機的なつながりを活かし、市民の様々な生活課題の解決に向けた発展的な事業の展開

行政の取組み（例）

- ☑ 権利擁護サービスを利用促進と、誰もが権利を侵害されず、尊厳を持って生活できるまちづくりの、啓発活動を実施
- ☑ 各種制度を活用し自立を支援し、困窮状態の悪化、深刻化を防止
- ☑ 障がい者や青壮年期のひきこもりの発見や防止のため、関係機関と地域の交流の機会を提供
- ☑ 警察署を中心に行政、防犯協会などが連携し、啓発活動や見守り活動により、高齢者世帯等の詐欺被害の防止
- ☑ 再犯防止の推進
- ☑ 障がい者当事者・保護者団体の活動支援
- ☑ 虐待防止の推進
- ☑ 自殺予防対策、ゲートキーパー*の養成
- ☑ 生活保護・生活困窮者の自立支援
- ☑ 子どもの貧困対策
- ☑ ひきこもり対策
- ☑ 地元の企業・法人等と連携し、就労支援を通じた自立支援と雇用機会を創出

9

第3章 施策の展開

評価指標

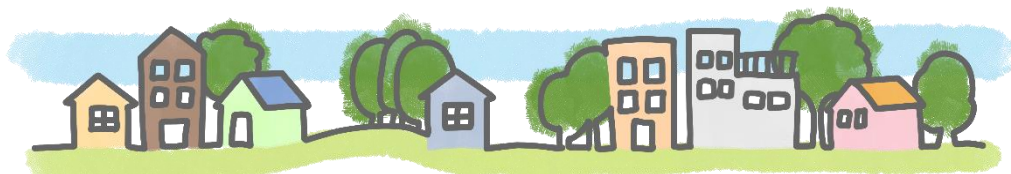
この計画では、以下のように、施策ごとに「評価指標」を設定し、実行した取り組みの成果を検証することとします。

施策	評価指標
1. 地域を支える人材を育てます	【指標】福祉に関する講座や教室等への参加者の割合の増加 ●対象とする講座や教室等への参加者総数(延べ人数)/人口で評価します 【実績(R2)】 5.76% → 【目標】 10.0%以上
2. 地域で顔の見える関係とつながりを広げます	【指標】地域活動への参加者の割合の増加 ●「市民生活アンケート*」調査結果にて評価します 【実績(R2)】 57.0% → 【目標】 増加
3. 地域で支えあいのネットワークをつくります	【指標】近所の助け合いや地域のつながりがあると思う人の割合の増加 ●「市民生活アンケート」調査結果にて評価します 【実績(R2)】 31.7% → 【目標】 増加
4. 住みやすい環境づくりを進めます	【指標】下呂市は住みやすいと思う人の割合の増加 ●「市民生活アンケート」調査結果にて評価します 【実績(R2)】 7.7% → 【目標】 増加
5. 災害に負けない地域づくりを進めます	【指標】減災・防災訓練への参加率の増加 ●減災・防災訓練への参加者数(実績)の人口比(参加者数/人口)で評価します 【実績(R2)】 47.1% → 【目標】 50.0%以上
6. 地域で安心して暮らせるよう相談機能を充実します	【指標】総合的な相談窓口への相談件数の増加 ●総合相談窓口の開設効果を、延べ相談件数で評価します 【実績(R2)】 3,901 件 → 【目標】 増加
7. 一人ひとりが自分らしく生活できる環境を整えます	【指標】自殺者数の減少 ●実績にて評価します 【実績(R2)】 12 人 → 【目標】 0 人 【指標】虐待発生件数の減少 ●実績にて評価します 【実績(R2)】 17 人 → 【目標】 0 人



第4章

その他の 関係計画について



1

第4章 その他の関係計画について

成年後見制度利用促進基本計画

この計画は、下呂市の「成年後見制度利用促進基本計画」及び「再犯防止推進計画」の内容を含む計画として策定しています。

本章では、2つの個別計画の概要について記載します。

目的・背景

認知症高齢者や知的障がい者・精神障がい者の中には、財産の管理や日常生活で生じる契約など、判断が求められる行為をする時に、不利益を被る人がいます。こうした人たちの権利を守るため、成年後見制度や日常生活自立支援事業*があります。また、平成 28 年に成年後見制度の利用の促進に関する法律が施行され、利用促進に向けた体制整備が求められています。

今後、高齢化の進行に伴い認知症高齢者も増加し、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等に関する相談の増加が予想されます。本市においても、成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用を推進し、市民の権利擁護をより一層充実していく必要があります。

現状と課題

成年後見制度とは、認知症や知的障がいその他の精神上の障がいなどにより判断能力が十分でない人に対し、家庭裁判所によって選任された成年後見人等が、本人の財産の管理、福祉サービスやその他の契約等を行い、その生活を支援する制度です。

成年後見制度の利用により、例えば認知的に問題のある高齢者が訪問販売等の不利益な契約を結んでしまうことや、福祉サービスを必要とする人が適切な契約ができないために健康が損なわれてしまうこと等の問題を未然に防ぐことができます。申し立てるべき人がいない場合など、特に必要があると認める場合には、その方の居住地を管轄する市町村長が家庭裁判所に対し審判の請求をすることもできます。

この制度の利用は全国的に低調であることから、市町村による制度の利用の促進のための仕組みづくりが求められています。下呂市においても、権利擁護を必要とする人は増加傾向にありますが、市内に後見人として受任していただける方が少なく、担い手や受任機関の育成が必要となっています。

今後、全国的な高齢化、単身化が進む中、本市においても成年後見人のニーズ

は、年を追うごとに高くなることは確実です。成年後見制度は、すべての市民が安心して生活を送るために非常に重要な制度であり、さらなる啓発及び円滑な利用に向けた支援を推進する必要があります。

市の取り組み

○成年後見制度の周知

広報での情報提供やパンフレットの配布等、市民に対して成年後見制度を周知します。

○成年後見制度の適切な利用の促進

権利擁護支援が必要な高齢者を早期に発見し、成年後見制度の適切な利用を支援できるよう、地域全体で支えていくための仕組みをつくります。同時に、成年後見制度の利用を促進するための成年後見人報酬助成や成年後見市長申立を行います。

○中核機関の設置

成年後見制度利用に関する相談支援、市民への広報・啓発活動、成年後見制度の利用促進等を図るための中核機関を設置します。

○地域連携ネットワークの機能強化

既存の地域包括ケアシステムや地域福祉のネットワークを活かすとともに、実績のある専門職団体等の既存資源も活用し、地域連携ネットワークの機能を強化します。

また、認知症の人や高齢者の権利を守るため、市民後見人の活動を推進するための体制整備を行います。

<中核機関の具体的機能>

①広報機能（広報誌など）

②相談機能（電話・巡回・面談相談など）

③成年後見制度利用促進機能

(1)受任者調整（マッチング）*等の支援

(2)各専門団体からの推薦構成員により受任者調整機関を創設

(3)少なくとも市長申立にあたっては、受任者候補を推薦

(4)担い手の育成・活動の促進（市民後見人*や法人後見の担い手などの育成・支援）

- (ア) 市民のための成年後見セミナー開催
- (イ) 権利擁護支援者養成研修開催
- (ウ) 行政職員のための成年後見制度研修会開催
- (エ) 市民後見人育成のための成年後見制度研修会開催
- (オ) 地域連携ネットワーク研修会の開催
- (5)日常生活自立支援事業等関連制度からのスムーズな移行調整会議（月1回開催：困窮者支援・日常生活自立支援等の関係者との調整）
- (6)申立て支援申立書類一式の準備、説明、相談（申立書の提出までを支援）
- ④後見人支援機能（親族後見、専門職後見、法人後見など支援者支援）
- ⑤不正防止効果
- ⑥法人受任機能（虐待などやむを得ないケースに限定）
 - ・法人受任ガイドラインの制定

2

第4章 その他の関係計画について

再犯防止推進計画

背景・現状と課題

全国、岐阜県の刑法犯認知件数は、共に年々減少傾向にありますが、再犯者率（刑法犯検挙者に占める再犯者の割合）は横ばいとなっています。こうした状況を踏まえ、県は平成31年3月に「岐阜県再犯防止推進計画」を策定し、国や市町村、関係する民間団体等と連携しながら、犯罪や非行をした人の円滑な社会復帰支援に取り組むことで、再犯者数を減少させ、安全で安心して暮らせる社会の実現を目指しています。

本市においては、刑法犯認知件数は僅少であるものの、こうした国・県の動向に対応して、犯罪や非行をした人の円滑な社会復帰を図るため、保護司^{*}等と連携した地域社会での継続的な支援などの取り組みを進める必要があります。

市の取り組み

○再犯防止の推進

県の再犯防止推進計画に基づき、保護司会をはじめ関係機関と連携し、犯罪や非行をした人の社会復帰を支援し、再犯防止に努めます。

○犯罪をした人の人権についての啓発

犯罪をした人に対する差別的言動などの人権問題を未然に防ぐため、犯罪をした人の人権についての意識啓発を行います。

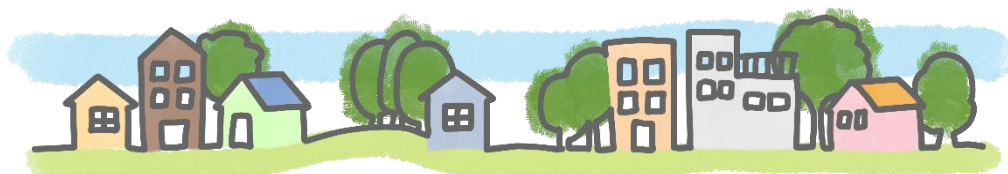
保護司会の取り組み

○再犯防止への取り組みの推進

犯罪や非行をした人の社会復帰を図るため、行政機関等と連携した地域社会での継続的な支援など再犯防止に向けた取り組みを進めます。

第5章

計画の推進と 進行管理



1

第5章 計画の推進と進行管理

計画の推進

計画の目標を達成するためには、記載された活動内容を着実に実行することが求められます。本計画には、市民・地域・団体・NPO・企業、社会福祉協議会及び行政が共に取り組む地域福祉の推進方法を示し、それぞれの役割りを記載しています。また、計画の体系に沿って目標指標を設定していますので、各指標の評価結果を踏まえて活動内容を見直していくことが可能です。目標指標の評価結果を根拠とする PDCA サイクルにより、地域福祉を進めていく計画です。



2

第5章 計画の推進と進行管理

計画の進行管理

地域福祉計画及び地域福祉活動計画を推進していくため、「下呂市地域福祉計画推進協議会」による評価を行います。

評価は、「実施計画」に記載し実施した活動メニューが、「施策」の目的達成に効果的であったかどうかという視点を中心に行います。「施策」の目的達成状況は、「施策」ごとに設定した成果指標の評価を判断材料とします。評価結果を踏まえて「実施計画」の見直しを行い、より効果的な活動につなげます。

この計画では、7つの施策ごとに、市民、地域・団体、NP0・企業、社会福祉協議会及び行政の取組みのポイントを記載しています。このうち、行政と社会福祉協議会の具体的な活動メニューについては、「実施計画」を作成して取組みの内容を明確化し、その実施状況を評価します。「実施計画」は毎年更新し、前年度の実施状況評価を踏まえて今後の実施内容を随時見直す仕組みとします。

「実施計画」を作成し、毎年更新することの目的は、以下の3点です。

①活動メニューを具体化する

この計画には、7つの「施策」の下に、「施策の方向」、「取組みのポイント」を記載していますが、具体的な事業等は明記していません。そのため、実際に実施する事業等の内容を明確にするプロセスが必要となります。「実施計画」の作成を通じて、具体的な活動メニューを明確化します。

※具体的な活動例は第4章8に記載しています。

②活動メニューの成果を評価する

実際に実施した事業等が、施策の「目的」の達成に寄与したかどうかを評価するプロセスが必要であり、これを「実施計画」の仕組みの中で行います。施策ごとに記載した「評価の視点」を踏まえて、活動メニューの成果を評価します。

③今後の活動メニュー内容を見直す

活動メニューの評価結果を踏まえて、今後の活動内容を見直します。施策の「目的」に対して効果的とはいえない活動メニューがある場合には、内容の見直しを行うこと等により、より効果的な活動をめざします。

「実施計画」には、市の各課及び社会福祉協議会の次年度の活動メニューを記載し、当該年度の終了時に評価結果を記載します。予算が必要な活動メニューについては、次年度予算を起案する時期までに検討しておき、当該年度が終了する時期までに確定させます。

「実施計画」は市の関係課及び社会福祉協議会が作成することとします。「実施計画」の作成及び評価の実施については、社会福祉課が所管することとします。

「実施計画」の評価は、実際に実施した事業等が、施策の「目的」の達成に寄与したかどうかという視点で行います。施策の「目的」と、各主体の「取組みのポイント」との関連付けは、「評価の視点」に整理していますので、これを参考に評価を行います。

「実施計画」の評価は、以下の評価基準に基づき、事業の担当者が行います。

<実施計画の評価>

- ：効果的（活動が、目的に対して効果的であると考えられる）
- △：効果は不明だが継続（活動の効果は不明だが、次年度は継続実施）
- ×：効果的ではない（活動が、目的に対して効果的ではない）
- －：未実施（当該年度の実施実績がない活動）

上記のうち、「×」評価の活動については、廃止も含めて次年度以降の実施について見直しを行う必要があります。また、「○」、「△」評価の活動についても、社会情勢や利用者のニーズ等を踏まえて、必要に応じて内容の見直しを行います。

前年度の最終評価から次年度の実施までに時間的余裕がないことが想定されるため、評価結果の反映については実行可能な範囲で行うこととします。

<「実施計画」の運用スケジュール>

	4～5月	6～7月	8～9月	10月	11～2月	3月	4～5月
当該年度の実施計画							 評価
次年度の実施計画				 起案 (要予算)		 調整・決定	 実行

<各行動主体別、「実施計画」の管理スケジュール>

行動主体	4～5月	6～7月	8～9月	10月	11～2月	3月
推進協議会		前年度 実施計画の 評価		次年度 実施計画の 検討		
社会福祉 協議会	前年度 評価		次年度 実施計画の 立案		予算化・具体的事業 計画	予算 承認
行政	前年度 評価		次年度 実施計画の 立案		予算化・具体的事業 計画	予算 承認

<計画の各要素と「実施計画」との関連>

1

第4章 施策の展開

地域を支える人材を育てます

目的

福祉に関する知識を正しく学ぶ機会をつくり、専門的なスキル（技術）を持つ人を増やし、個人や団体・企業が、自分たちの地域の福祉に関心をもつ問題として捉えて学び・互いに見守り・支えあうことができる意識を醸成し、いきいきとした生活をつくります。

現状と課題

- 人口減少とともに高齢社会に向け、地域福祉を担う人が減少して
- 福祉や介護サービスの現場における人材不足が深刻です
- 住民が現状を理解し専門的知識などを学ぶ機会を増やし、ひとりでできることの再認識が必要です
- 今後の地域福祉推進において、民間企業との福祉に関する連携強化が求められています

施策の方向

- (1) 「福祉」についての学びの場をつくります
学校における福祉教育の充実をはじめ、福祉施設等での交流機会や地域の機会を充実し、多くの市民の参加を促します。
- (2) 「福祉」の専門的なスキルを持った人を増やします
福祉に関する各種教室の充実や学校教育との連携等により、福祉に関する専門的なスキルを持った人を増やします。
- (3) 高齢者の貢献寿命を伸ばします
高齢者が、支援の「受け手」としての立場だけでなく、得意分野を活かして「え手」として社会に貢献する活動を支援します。
- (4) 企業の社会貢献を推進します
企業が、多様な社会貢献活動を通じて地域福祉に貢献することが企業の取り組みを促します。

取組みのポイント

市民ができること

- ①福祉に関心を持ち、市や社会福祉協議会が実施する研修会や講演会等に参加しましょう
- ②福祉について積極的に学び、学んだことをまわりの人と共有しましょう

地域・団体ができること

- ③自治会や団体等で福祉について話し合う機会をつくり、出前講座などを依頼しましょう
- ④子どもから高齢者が、福祉活動について“できること”を学べる場をつくりましょう

NPO・企業ができること

- ⑤市や社会福祉協議会と連携し、地域福祉向上に関して話し合いを進めましょう
- ⑥NPOや企業の専門性を活かし、学校や地域などで出前講座を行いましょう

社会福祉協議会ができること

- ⑦支えあい講座やボランティア研修会等の事業を実施し地域福祉への理解を深めます
- ⑧児童・生徒が“思いやりの心を育む”教育や福祉に関わる機会を創出します
- ⑨出前講座等に依頼に応じたさまざまな講師をコーディネートします
- ⑩地域福祉を担う人材を養成する研修会等を開催し、福祉を学ぶ機会づくりを進めます

行政ができること

- ⑪学校、地域、企業等の多様な場で福祉を学ぶことができるよう、機会づくりを進めます
- ⑫市民が参画して福祉事業を展開するプロジェクト等の機会をつくります
- ⑬福祉サービス事業者における保健福祉専門職等の確保や人材育成を支援します
- ⑭学校や民間企業等との協働事業や協定等の締結を通じて、地域福祉活動への参加を促進します
- ⑮高齢者の生きがいづくり、社会参加、雇用の促進等を支援します

評価の視点

評価の視点	関連する“取組のポイント”
福祉を学ぶ機会を作れたか？	③④⑥⑦⑪の実施状況で評価
専門的なスキルを持つ人を増やせたか？	⑨⑩⑬の実施状況で評価
地域福祉への関心を持つ人が増えたか？	①②⑤⑧⑫⑭⑮の実施状況で評価

活動メニューを、「施策の方向」や「取組みのポイント」と関連付けます。

第4期下呂市地域福祉計画・地域福祉活動計画（「実施計画」様式（案））

組織名		担当課名		作成者		作成日	
下呂市		社会福祉課		〇〇		令和4年2月10日	
施策1 地域を支える人材を育てます							
施策の方向	取組みのポイント	活動メニュー		活動内容		実施状況評価	
1	①	福祉施設やこども園での交流		〇〇〇を実施する。		○	
施策2 地域で顔の見える関係とつながりを拡げます							
施策の方向	取組みのポイント	活動メニュー		活動内容		実施状況評価	
施策3 地域で支えあいのネットワークをつくります							
施策の方向	取組みのポイント	活動メニュー		活動内容		実施状況評価	

「評価の視点」を参考に、活動メニューの成果を評価します。

第4期下呂市地域福祉計画・地域福祉活動計画 : 「実施計画」様式(案)

組織名	担当課名	作成者	作成日
下呂市	社会福祉課	〇〇	令和4年2月10日

施策1 地域を支える人材を育てます

施策の方向	取組みのポイント	活動メニュー	活動内容	実施状況評価
1	⑪	福祉施設やこども園での交流	〇〇〇を実施する。	○

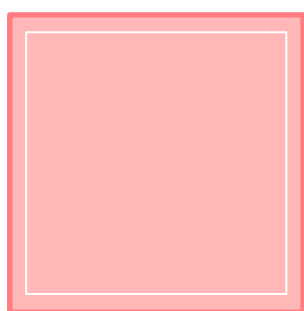
施策2 地域で顔の見える関係とつながりを広げます

施策の方向	取組みのポイント	活動メニュー	活動内容	実施状況評価

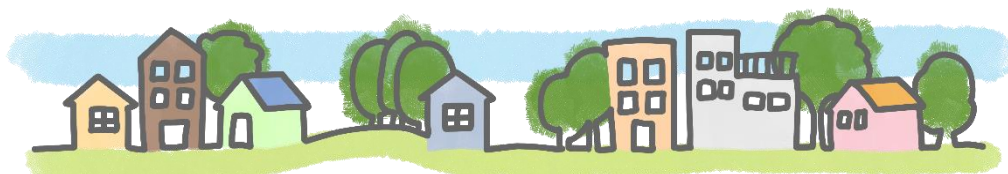
施策3 地域で支えあいのネットワークをつくります

施策の方向	取組みのポイント	活動メニュー	活動内容	実施状況評価

・
・
・



資料編



1

資料編

下呂市地域福祉計画策定委員会設置要綱

平成16年3月1日告示第21号

(設置)

第1条 下呂市における総合的な地域福祉の推進を図るための計画（以下「地域福祉計画」という。）の案を策定するため、下呂市地域福祉計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 地域福祉計画の案の策定に関すること。
- (2) 地域福祉計画の案の市長への報告に関すること。
- (3) その他策定委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 策定委員会は、20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 社会福祉を目的とする事業を経営する者
- (3) 社会福祉に関する活動を行う者
- (4) 市民公募による者
- (5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、地域福祉計画の策定が完了したときまでとし、欠員を生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 策定委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、策定委員会を代表し、議事その他の会務を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 策定委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、委員の委嘱後最初の会議は、市長が招集する。

2 策定委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長が必要と認める場合は、会議に係関係者の出席を求め、意見又は説明等を聴くことができる。

5 委員長は、会議を公開することができる。

(専門部会)

第7条 地域福祉計画の案の策定に必要な調査及び検討を行うため、策定委員会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務局)

第8条 策定委員会の事務局は、地域福祉担当課に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則 この告示は、平成16年3月1日から施行する。

2

資料編

下呂市地域福祉計画推進協議会設置要綱

平成19年10月10日告示第123号

(設置)

第1条 市民参画のもと地域福祉を推進するために、下呂市地域福祉計画推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 協議会は、下呂市地域福祉計画（以下「福祉計画」という。）の課題やニーズの把握・分析をするとともに、計画の推進状況の確認、評価を行うものとする。

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民関係団体
- (3) 福祉関係者
- (4) 市民公募による者
- (5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、福祉計画の計画期間とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会長は必要があると認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、福祉担当課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会議に諮り会長が定める。

附 則 この告示は、平成19年10月10日から施行する。

3

資料編

策定委員名簿

No.	所 属	役 職	氏 名	備考
1	下呂福祉会	理事長	熊崎 敏彦	
2	下呂市社会福祉協議会	地域福祉部会長	渡邊 哲夫	副委員長
3	下呂市社会福祉協議会	福祉事業部会長	早兼 高美	
4	下呂市連合自治会	会長	西 博志	
5	下呂市連合自治会	副会長	山口 隆士	
6	下呂市民生委員児童委員協議会	副会長	礪部 泰雄	
7	下呂市市シニアクラブ連合会	会長	駒田 誠	
8	下呂市シルバー人材センター	事務局長	丸山 正治	
9	岐阜県身体障害者福祉協会下呂市支部	理事	細江 重金	
10	下呂市市障がい者自立支援協議会	委員	大前 一廣	
11	下呂市商工会連絡協議会	事務局長	松村 勝久	
12	下呂市市防災士会	会長	河尻 正敏	
13	飛騨慈光会 益田山ゆり園	施設長	三木 弘雄	
14	NPO法人 ケアパレット	理事	此奥 富郎	
15	NPO法人 ふるさと金山	会員	加藤 宗広	
16	NPO法人 サンはぎわら	副理事長	青木 幸美	
17	NPO法人 萩原スポーツクラブ	クラブマネージャー	細江 隆司	
18	いきいきサロン(上村)	会員	酒井 ミユキ	委員長
19	糸でんわの会	会員	荒井 順子	
20	金山町生活学校	代表	佐伯 露子	

4

資料編

計画策定の経緯

月 日	会議名	内 容
R3.8.6	第1回地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会	委嘱状交付、第3期地域福祉計画の評価検証結果について説明、第4期計画策定の進め方(地域福祉の現状・委員会の役割・計画構成・策定スケジュール)の説明と意見聴取
R3.11.5	第2回地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会	計画概要の説明(第1章 計画の概要・第2章 地域福祉の現状)、テーマごとにグループに分かれ意見提案を聴取
R3.12.8	第3回地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会	計画骨子案の説明(第3章 計画の基本理念と施策)、施策の展開について、グループワークにより意見提案を聴取
R4.1.18	第4回地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会 《書面開催》	計画素案の説明(第4章 施策の展開「取組みのポイント」～第6章 計画の推進と進行管理)、書面による意見提案
R4.2.15	第5回地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会 《書面開催》	計画素案の説明(第4章 施策の展開「評価指標」の数値)、書面による意見提案
R4.2.24 ～3.9	意見募集 (パブリックコメント)	計画書案についての意見募集
R4.3.11	第6回地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会 《書面開催》	計画書の素案について最終審議
R4.3.24	計画書原案の報告	市長及び社会福祉協議会会長へ計画書原案の報告

5

資料編

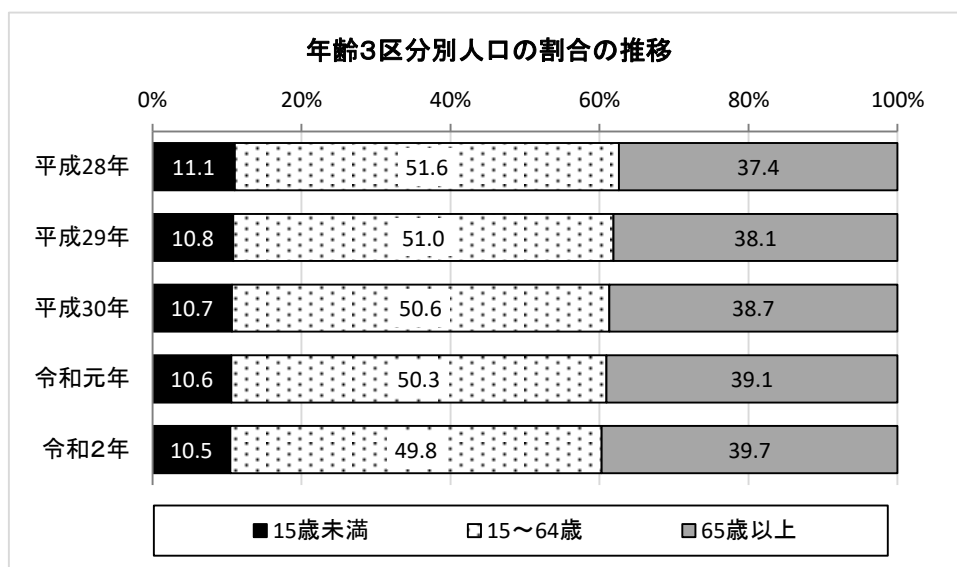
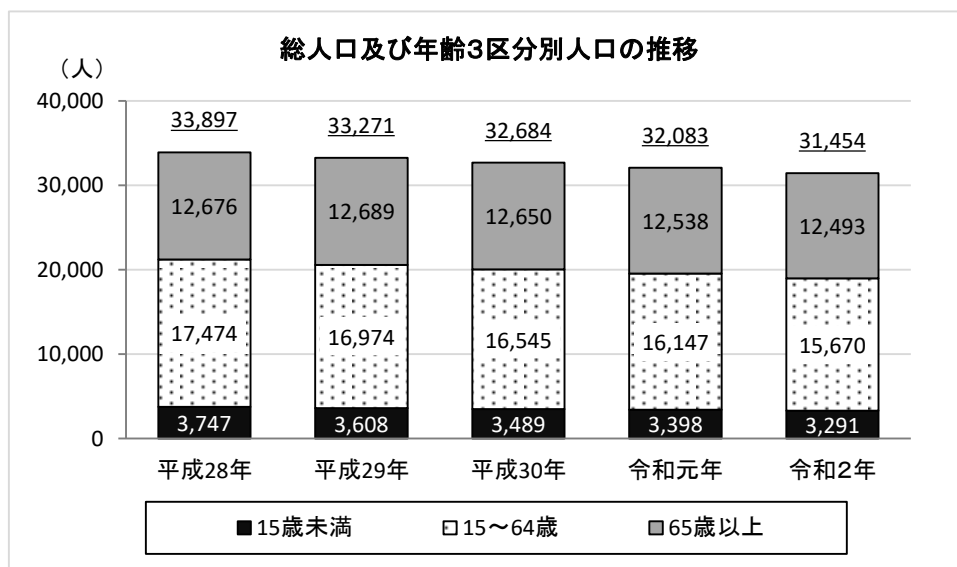
人口・世帯の状況

5-1

人口の推移と年齢別人口構成

令和2年10月1日現在の下呂市の人口は31,454人で、平成28年以降の推移をみると、減少傾向にあります。

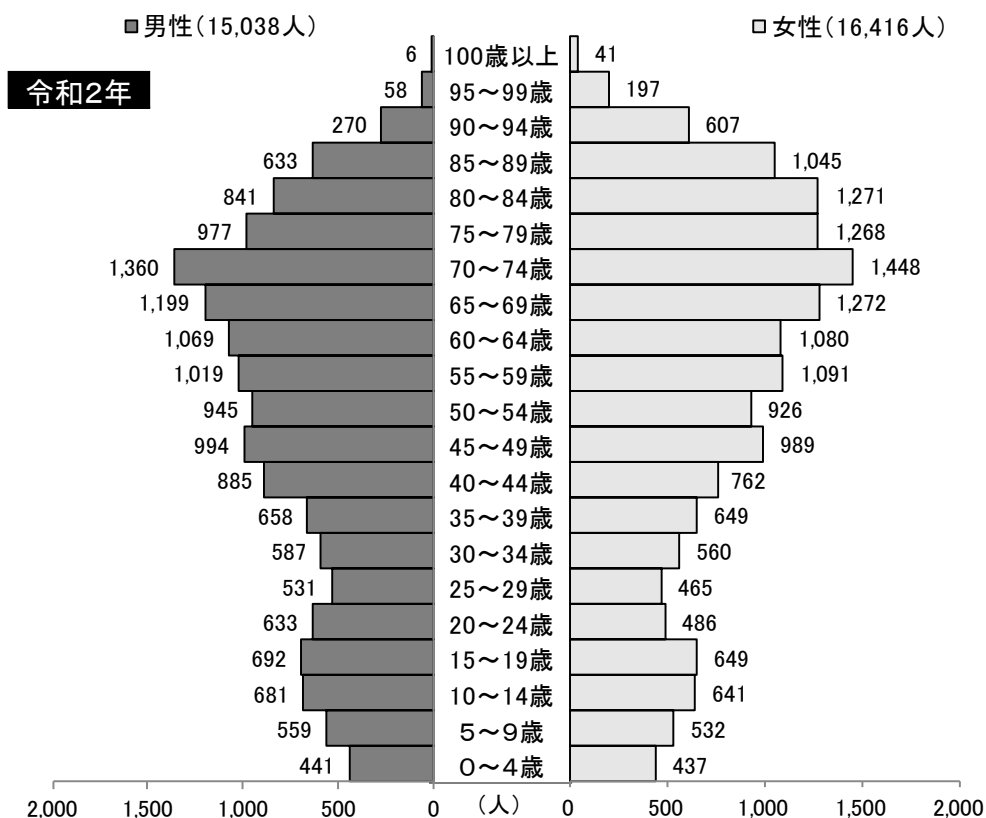
また、年齢3区分別人口の割合の推移をみると、高齢者人口（65歳以上）の割合が上昇し続けており、令和2年では39.7%となっています。一方、年少人口（15歳未満）および生産年齢人口（15～64歳）の割合は、いずれも低下傾向にあります。



出典）住民基本台帳（各年10月1日現在）

令和2年の性別・年齢5歳階級別の人口構成は、下図のようになっています。男女ともに70～74歳が最も多く、次いで65～69歳が多くなっています。一方、5歳以上90歳未満では男女ともに25～29歳が最も少なくなっています。

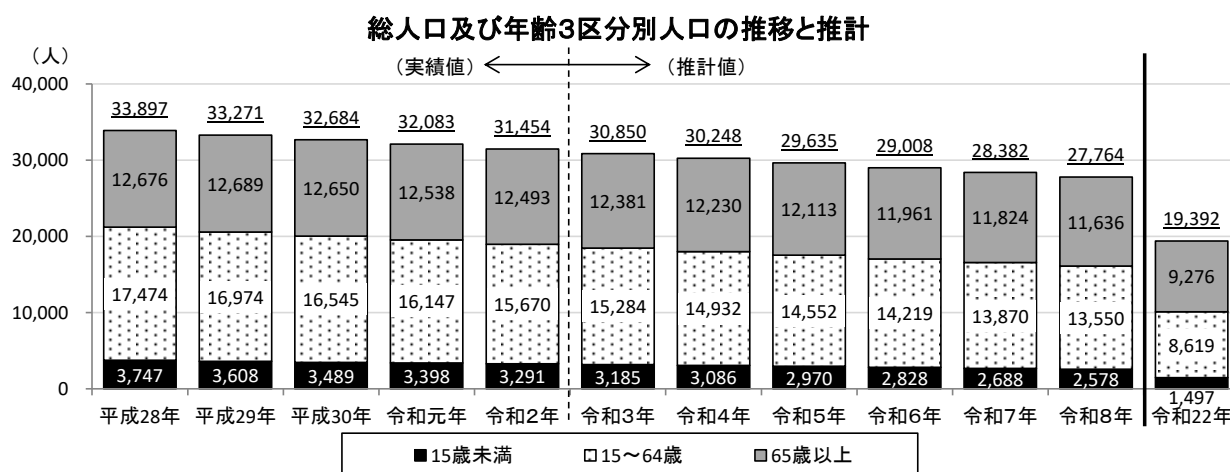
下呂市の人口ピラミッド（性別・年齢5歳階級別人口構成）（令和2年）



出典) 住民基本台帳(令和2年10月1日現在)

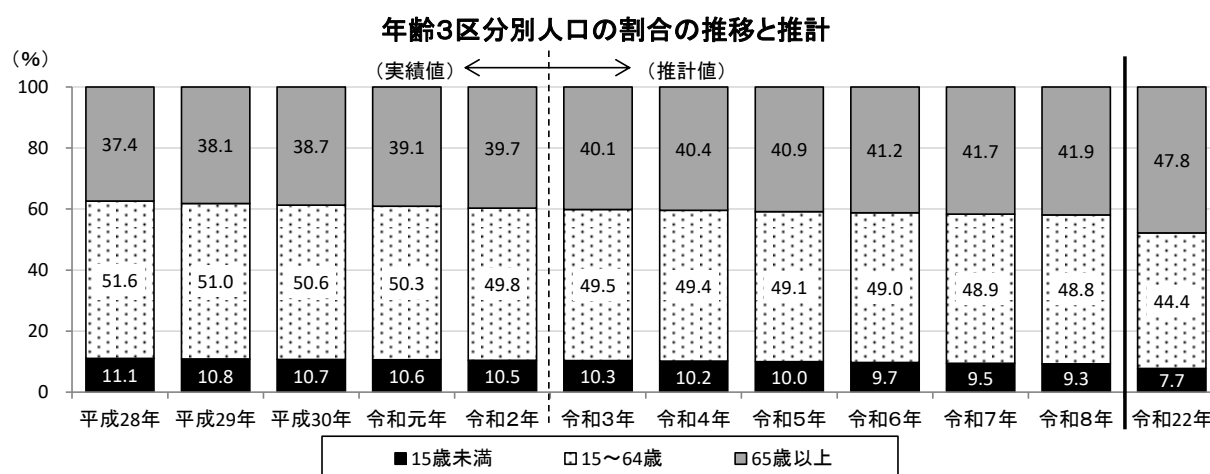
下呂市の人口は令和3年以降も減少し続けることが見込まれ、令和8年には27,764人、令和22年には19,392人になると見込まれます。

年齢3区分別人口の割合の推計をみると、高齢者人口（65歳以上）の割合は令和3年以降も上昇し続けることが見込まれ、令和8年には41.9%、令和22年には47.8%に達すると見込まれます。一方、年少人口（15歳未満）および生産年齢人口（15～64歳）の割合は、いずれも令和3年以降も低下し続けると見込まれ、令和22年には高齢者人口の割合（47.8%）が生産年齢人口の割合（44.4%）を上回っていると見込まれます。



出典) 実績値（平成28年～令和2年）：住民基本台帳（各年10月1日現在）

推計値（令和3年～令和8年、令和22年）：コーホート要因法による推計値



出典) 実績値（平成28年～令和2年）：住民基本台帳（各年10月1日現在）

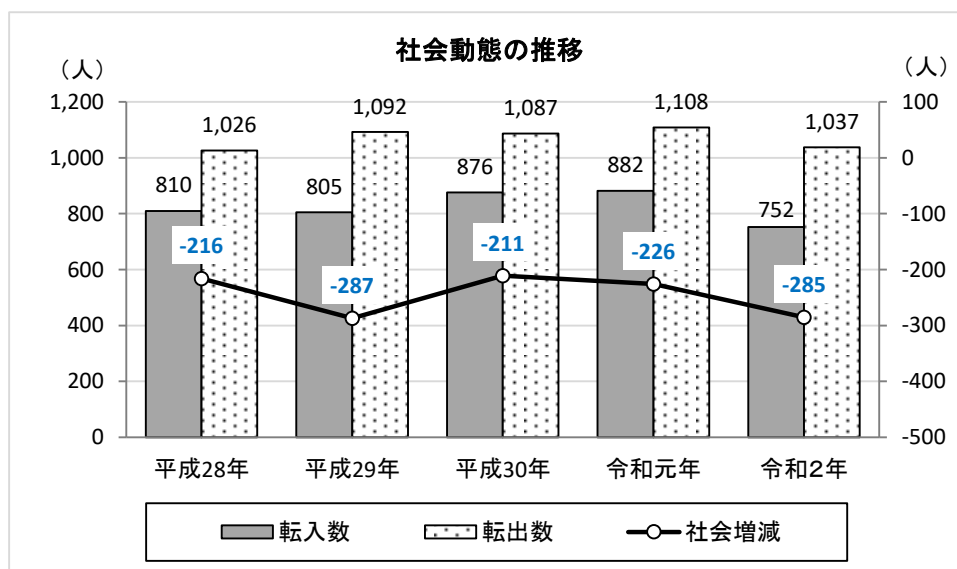
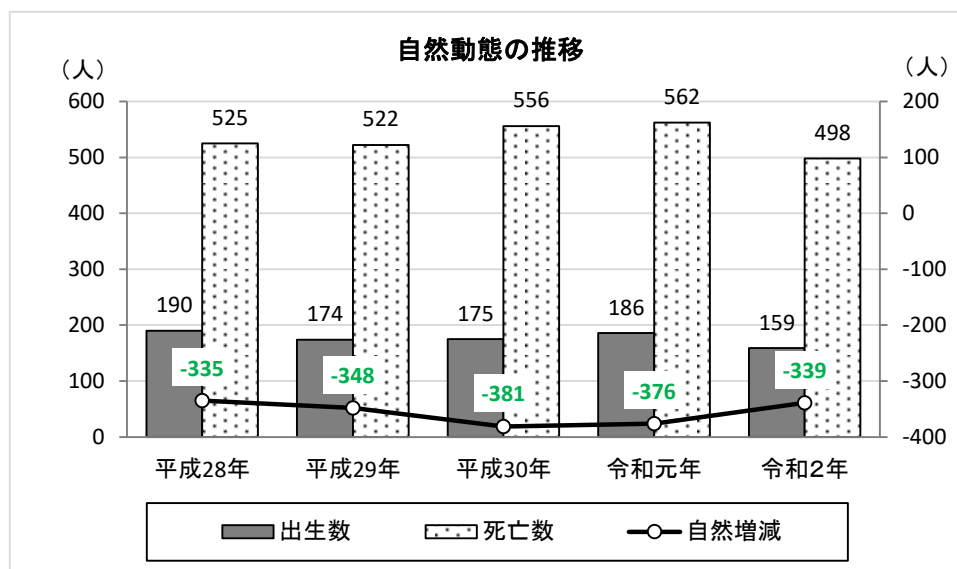
推計値（令和3年～令和8年、令和22年）：コーホート要因法による推計値

5-3

人口動態

下呂市の人口の自然動態の推移をみると、過去5年間は死亡数が出生数を上回っている状態が続いており、毎年300人以上の自然減となっています。

また、社会動態の推移をみると、過去5年間は転出数が転入数を上回っている状態が続いており、毎年200人以上の社会減となっています。

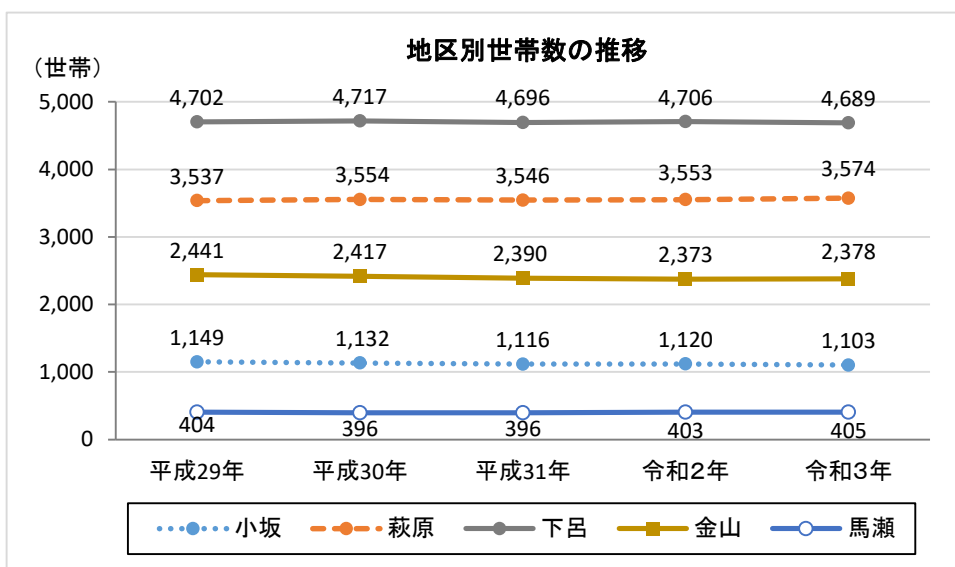
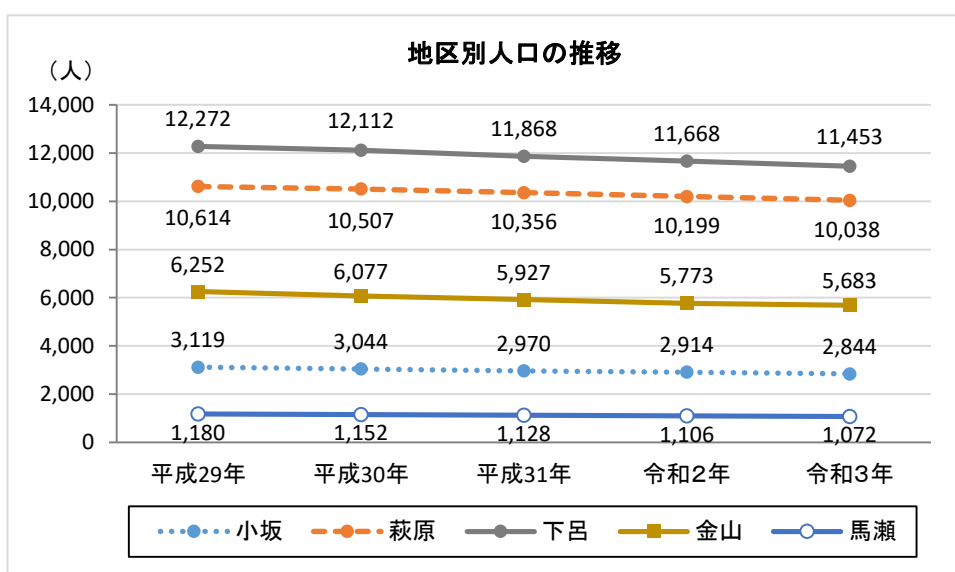


出典) 岐阜県人口動態統計調査 (各年、前年10月1日～当年9月30日の合計)

地区別人口・世帯数の状況

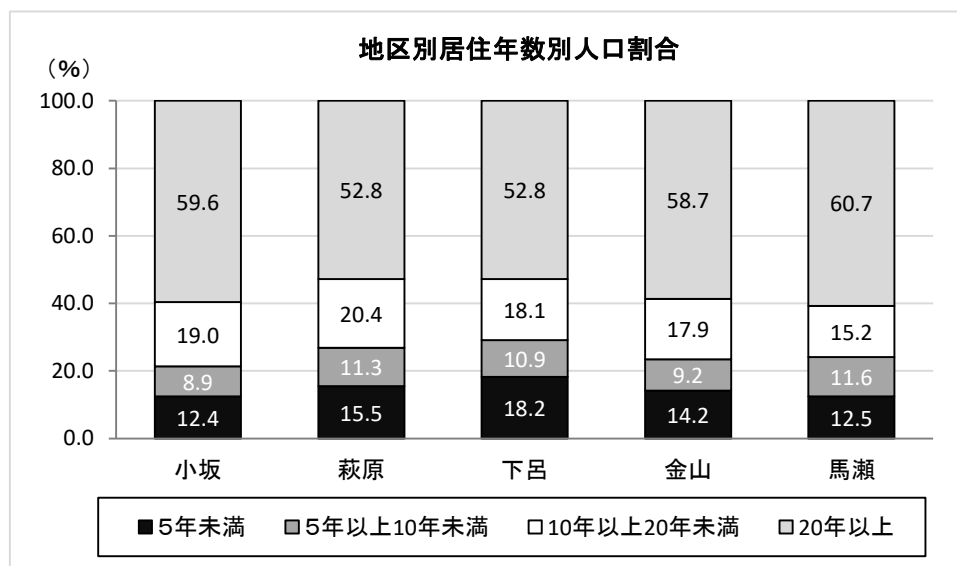
下呂市の人口及び世帯数を地区別でみると、ともに下呂、萩原、金山、小坂、馬瀬の順で多くなっています。

過去5年間の推移をみると、人口はすべての地区で減少傾向にあります。一方、世帯数は小坂地区と金山地区でやや減少傾向にあります。一方、世帯数は小坂地区と金山地区でやや減少傾向にあります。一方、世帯数は小坂地区と金山地区でやや減少傾向にあります。一方、世帯数は小坂地区と金山地区でやや減少傾向にあります。



出典) 住民基本台帳 (各年4月1日現在)

地区別人口を居住年数別で見ると、居住年数「5年未満」は下呂地区で 18.2%と最も高く、「20 年以上」は馬瀬地区で 60.7%と最も高くなっています。



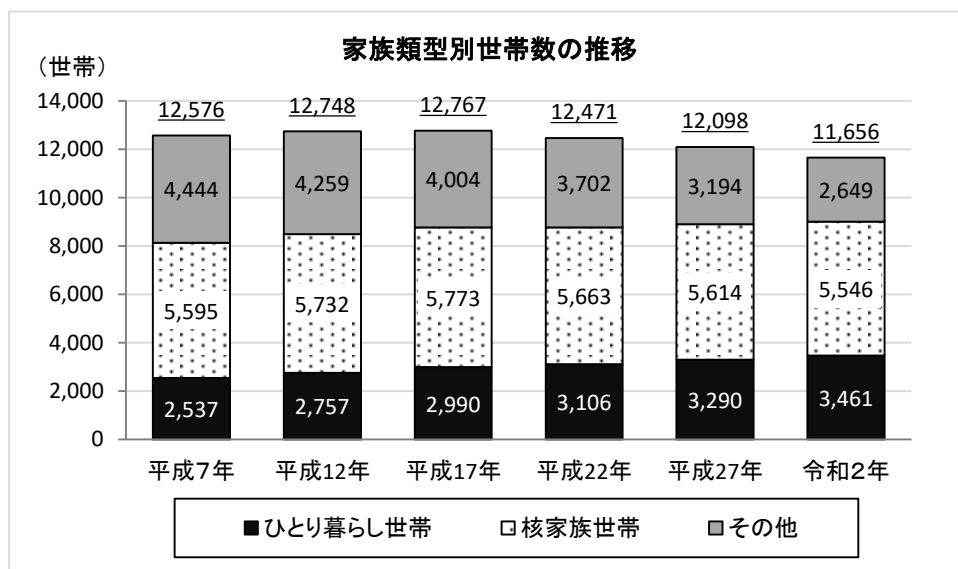
出典) 住民基本台帳 (令和3年4月1日現在)

5-5

地区別人口・世帯数の状況

一般世帯数の推移をみると、平成 17 年の 12,767 世帯をピークとして以降は減少傾向にあり、令和 2 年では 11,656 世帯となっています。

家族類型別でみると、ひとり暮らし世帯数が増加傾向にあります。

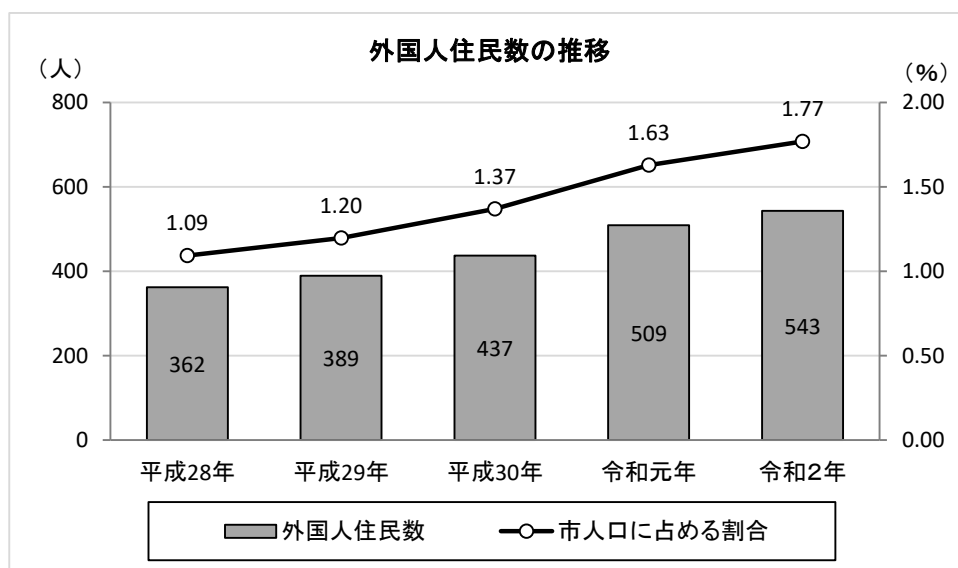


出典) 国勢調査

5-6

外国人居住者の状況

下呂市に居住する外国人は年々増加しており、令和 2 年の外国人住民数は 543 人となっています。市の人口に占める外国人住民数の割合も上昇傾向にあり、令和 2 年では 1.77%となっています。



出典) 外国人住民数：在留外国人統計（法務省）（各年 6 月末現在）
市人口：岐阜県人口動態統計調査（各年 7 月 1 日現在）

6

資料編

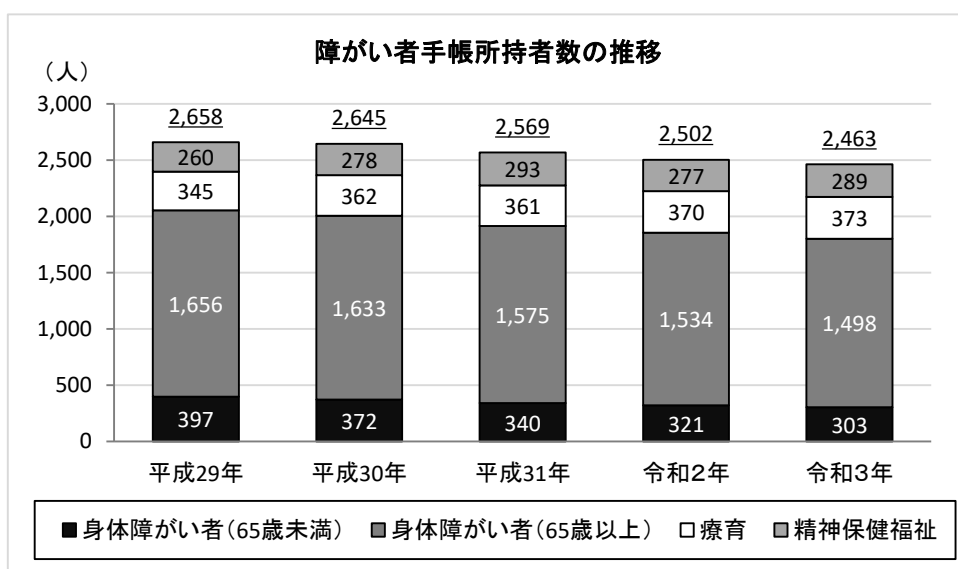
障がい者（児）、高齢者、児童等の状況

6-1

障がい者（児）の状況

下呂市の障がい者手帳所持者数（身体障害者手帳所持者数、療育手帳所持者数、精神障害者保健福祉手帳所持者数の合計）は平成 29 年以降減少傾向にあり、令和 3 年では 2,463 人となっています。

手帳の種類別でみると、身体障害者手帳所持者数は 65 歳未満・65 歳以上ともに減少傾向にあります。一方、療育手帳所持者数と精神障害者保健福祉手帳所持者数はともに概ね増加傾向にあります。



出典) 県台帳(各年4月1日現在)

身体障害者手帳所持者の状況をみると、等級別では1級、年齢別では65歳以上、障がいの種別では肢体不自由の所持者が、それぞれ最も多くなっています。

身体障害者手帳所持者の状況

等級	人数	割合(%)
1級	493	27.4
2級	249	13.8
3級	398	22.1
4級	431	23.9
5級	129	7.2
6級	101	5.6
計	1,801	100.0

年齢	人数	割合(%)
18歳未満	17	0.9
18～64歳	286	15.9
65歳以上	1,498	83.2
計	1,801	100.0

障がいの種別	人数	割合(%)
視覚障がい	125	6.9
聴覚・平衡機能	118	6.6
音声・言語機能	18	1.0
肢体不自由	995	55.2
内部障がい	545	30.3
計	1,801	100.0

出典) 県台帳(令和3年4月1日現在)

療育手帳所持者の状況をみると、等級別ではB2、年齢別では18～64歳の所持者が、それぞれ最も多くなっています。

療育手帳所持者の状況

等級	人数	割合(%)
A	35	9.4
A1	45	12.1
A2	52	13.9
B1	109	29.2
B2	132	35.4
計	373	100.0

年齢	人数	割合(%)
18歳未満	67	18.0
18～64歳	249	66.8
65歳以上	57	15.3
計	373	100.0

出典) 県台帳(令和3年4月1日現在)

精神障害者保健福祉手帳所持者の状況をみると、等級別では2級、年齢別では20～69歳の所持者が、それぞれ最も多くなっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

等級	人数	割合(%)
1級	63	21.8
2級	181	62.6
3級	45	15.6
計	289	100.0

年齢	人数※	割合(%)
20歳未満	9	3.1
20～69歳	221	76.5
70歳以上	59	20.4
計	289	100.0

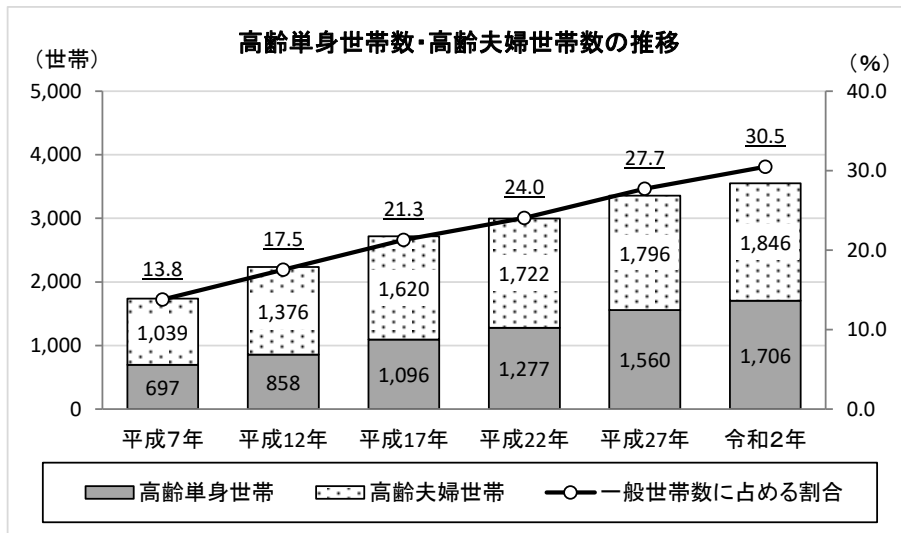
出典) 県台帳(令和3年4月1日現在) ※年齢別人数は平成29年の割合に基づく推定値

6-2

高齢者の状況

高齢者のみの世帯数の推移をみると、高齢単身世帯（高齢者ひとり暮らし世帯）、高齢夫婦世帯（高齢者夫婦のみの世帯）はいずれも増加傾向にあります。

高齢者のみの世帯数が一般世帯数に占める割合も上昇し続けており、平成7年の13.8%に対し、令和2年では30.5%と、25年間で2倍以上となっています。

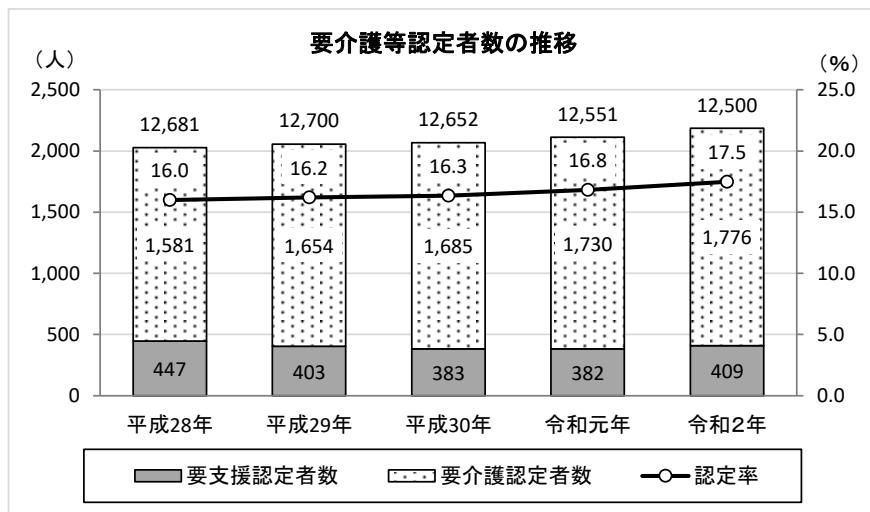


出典) 国勢調査

※高齢夫婦世帯は、夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦1組のみの一般世帯

要介護等認定者数の推移をみると、要支援認定者数（要支援1・要支援2）は横ばいで推移し、要介護認定者数（要介護1～要介護5）は増加傾向にあります。

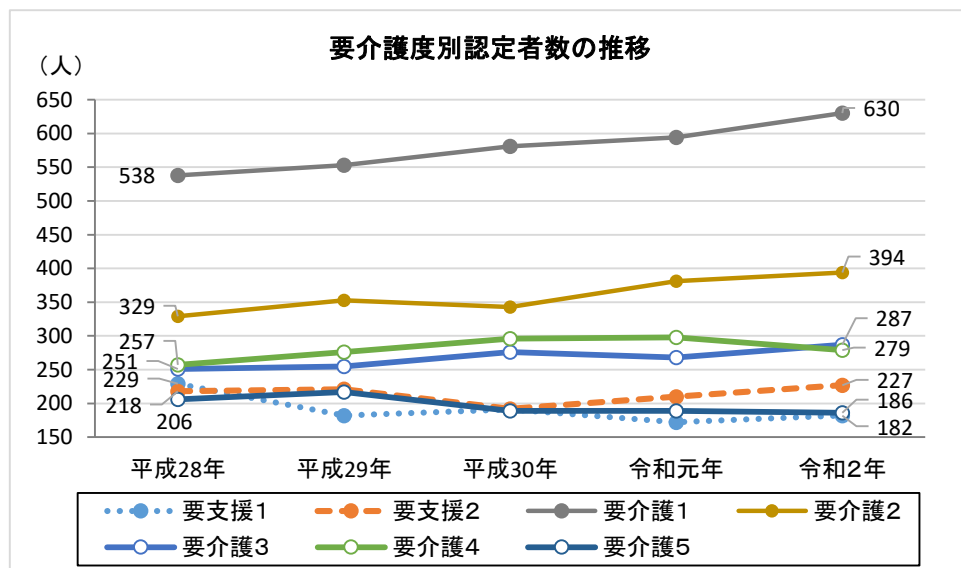
認定率（第1号被保険者数に占める認定者数の割合）は少しずつ上昇し続けており、令和2年では17.5%となっています。



（縦棒グラフの上の数値は、第1号被保険者数）

出典) 「介護保険事業状況報告」月報（各年9月末現在）

認定者数の推移を要介護度別でみると、要介護1～要介護3が増加し、要介護5が減少しています。



出典)「介護保険事業状況報告」月報(各年9月末現在)

ひとり暮らし・高齢者のみの世帯や、介護認定者数の増加がみられる一方で、少子化により生産年齢人口が減少し、介護を含めさまざまな担い手が不足してきています。

また、軽度の支援を必要とする高齢者が増加する中、専門職のみで地域を支えることが困難となってきたことから、ボランティア、NPO 法人、民間事業者等の多様な主体が生活支援・介護予防サービスを提供することが必要となります。いわゆる公的な福祉サービスの充実のみならず、「地域で支えあう体制」「制度外サービスの充実」「元気な人を増やす取り組み」などが求められています。

児童等の状況

令和3年1月現在の下呂市の教育・保育施設は、認定こども園が6園、小規模保育事業所が4か所、事業所内保育事業所が1か所、合計11か所となっています。

小学校は10校、中学校は6校で、各校の児童・生徒数は下表のようになっています。

市内の教育・保育施設

区分	施設名
認定こども園	きたこども園
	みなみこども園
	おさかこども園
	わかばこども園
	たけはらこども園
	かなやまこども園
小規模保育事業所 (地域型保育事業)	みやだ子育て・保育ステーション
	かみはら子育て・保育ステーション
	なかはら子育て・保育ステーション
	わかあゆ子育て・保育ステーション
事業所内保育事業所 (地域型保育事業)	萩原北醫院託児所ししのこ

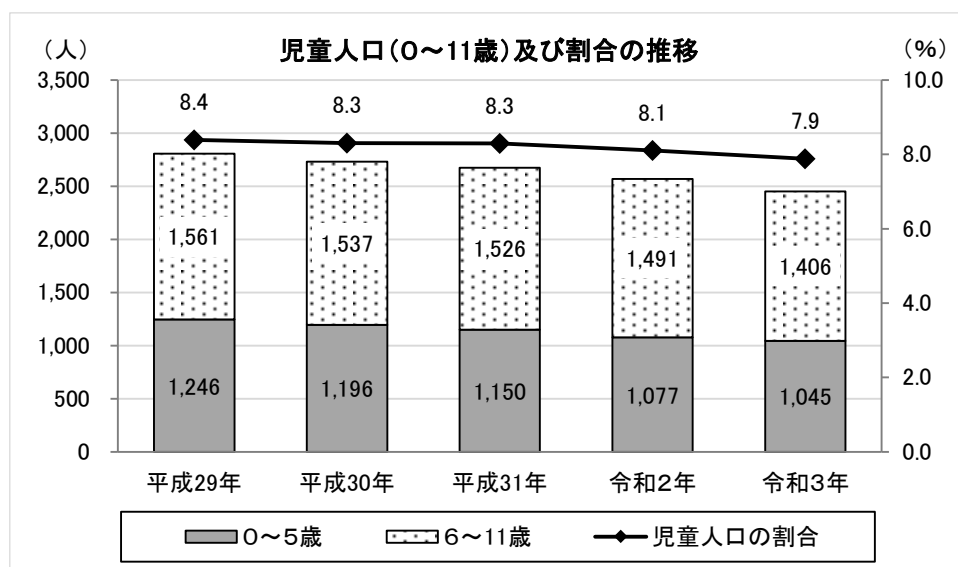
出典) 下呂市ホームページ(令和3年1月現在)

市内の小学校・中学校

区分	施設名	児童数(人)	うち特別支援 学級(人)
小学校	萩原小学校	377	7
	宮田小学校	68	1
	尾崎小学校	108	2
	小坂小学校	122	1
	下呂小学校	293	4
	竹原小学校	147	5
	上原小学校	44	2
	中原小学校	40	1
	金山小学校	246	9
	馬瀬小学校	37	3
区分	施設名	生徒数(人)	うち特別支援 学級(人)
中学校	萩原南中学校	199	4
	萩原北中学校	93	3
	小坂中学校	50	2
	下呂中学校	181	5
	竹原中学校	96	3
	金山中学校	127	4

出典) 岐阜県教育委員会(令和2年度)

下呂市の児童人口（0～11歳）の推移をみると、0～5歳児、6～11歳児ともに減少傾向にあります。また、総人口に占める児童人口の割合も低下傾向にあり、令和3年では7.9%となっています。



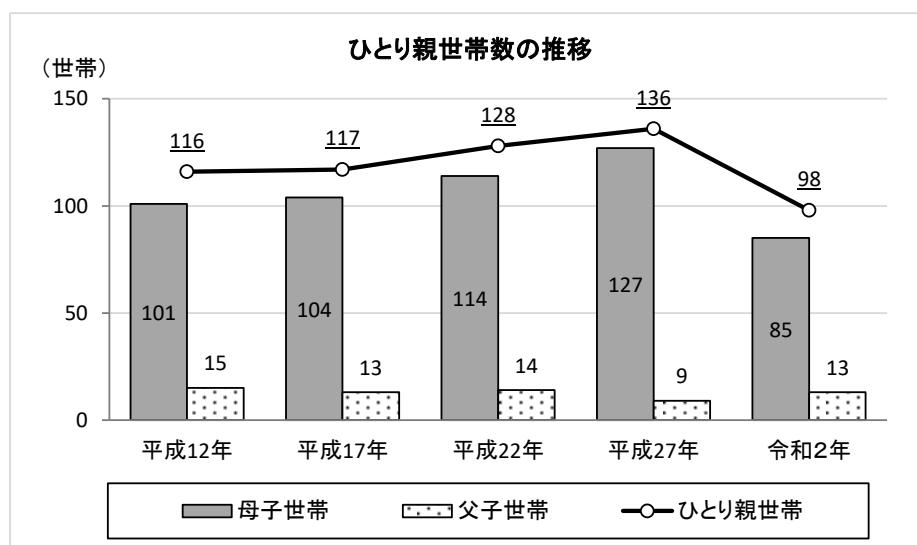
出典）住民基本台帳（各年4月1日現在）

6-4

ひとり親家庭の状況

下呂市のひとり親世帯数（母子世帯数と父子世帯数の合計）の推移をみると、平成27年までは増加傾向にありましたが、平成27年から令和2年にかけては98世帯へと大きく減少しています。

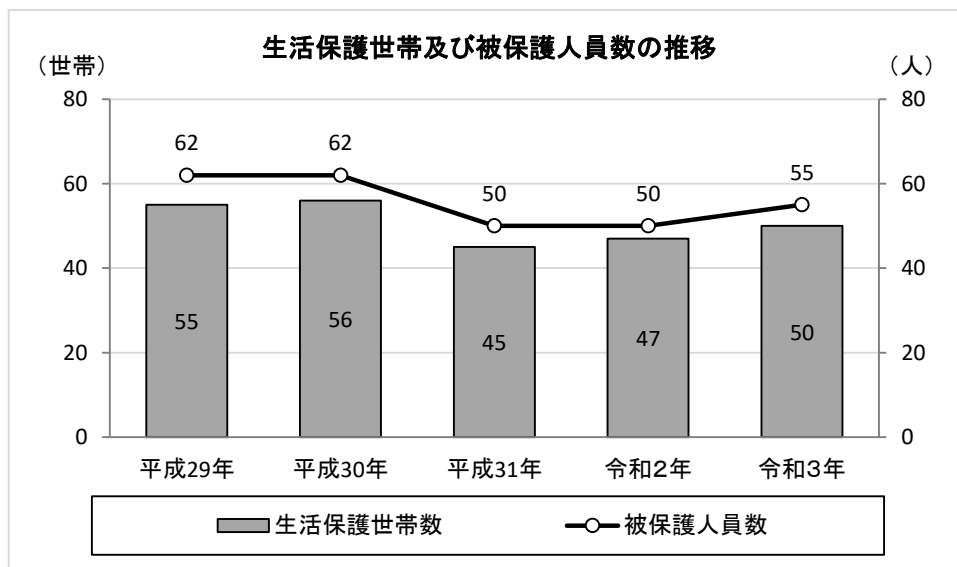
親の性別でみると、平成27年から令和2年にかけては、母子世帯は大きく減少し、父子世帯は増加しています。



出典）国勢調査 （注）他の世帯員がいる世帯は含まない。

生活保護受給世帯の状況

下呂市の生活保護世帯及び被保護人員数の推移をみると、平成 31 年では 45 世帯・50 人と前年に比べて大きく減少しましたが、平成 31 年以降は世帯数・人員数ともに概ね増加しており、令和 3 年では 50 世帯・55 人となっています。



出典) 社会福祉課 (各年 4 月 1 日現在)

6-6

地域活動の状況

下呂市社会福祉協議会へのボランティアの登録状況（令和3年4月1日現在）は、下記のとおりです。

<登録団体数> 市全体 65 団体※1

<登録者数> 市全体 1,888 人※2（総人口の 6.1%） 参考：全国平均 5%
（内訳：小坂 213、萩原 428、下呂 511、金山 577、馬瀬 81）

■ 登録ボランティア団体の活動の種類

地域	交流	生活支援	配食	移送	手話等	子育て支援	まちづくり	環境保全	収集	その他
小坂	1	1	2	0	1	0	0	7	0	2
萩原	8	0	2	0	2	3	0	7	3	10
下呂	9	0	3	0	1	1	0	5	0	5
金山	1	0	4	0	2	0	0	2	1	4
馬瀬	1	0	1	0	0	0	0	2	0	0

※1 企業、NPO法人、民生委員・児童委員協議会を除く

※2 1つの団体で複数の活動をしている場合、重複して計上

<個人登録者数> 市全体 39 人（内訳：小坂 3、萩原 7、下呂 27、金山 0、馬瀬 2）

■ 個人登録者の活動の種類

地域	生活支援	災害	施設支援	その他
小坂	0	1	0	2
萩原	5	0	0	2
下呂	21	0	5	1
金山	0	0	0	0
馬瀬	1	0	1	0

<ボランティア登録の推移>

地域	平成 28 年 4 月		令和 3 年 4 月		増減	
	登録団体数	登録者数	登録団体数	登録者数	団体	登録者
小坂	13	217	10	213	-3	-4
萩原	27	503	19	428	-8	-75
下呂	18	491	20	511	2	20
金山	13	499	12	577	-1	78
馬瀬	5	117	4	81	-1	-36
市全体	76	1,827	65	1,810	-11	61

下呂市社会福祉協議会が把握する地域主体型サロンの状況（令和３年４月１日現在）は、下記のとおりです。

<団体数> 市全体 61 団体

■ 地域ごとの内訳

地域	開催範囲	社協登録有	社協登録無	総数
小坂	広範囲	4		5
	自治会		1	
萩原	広範囲	1		30
	自治会	20	9	
下呂	広範囲	2		15
	自治会	3	10	
金山	広範囲	2	1	7
	自治会	3	1	
馬瀬	広範囲	1	1	4
	自治会		2	
合計		36	25	61

福祉委員会・社会福祉協議会分会*活動の状況（令和３年４月１日現在）は、下記のとおりです。

下呂市では、全地域に日常生活の中で支援が必要な近隣住民をさりげなく見守る福祉委員を設置し、福祉委員を中心とした福祉委員会等を組織化し活動を実施しています。

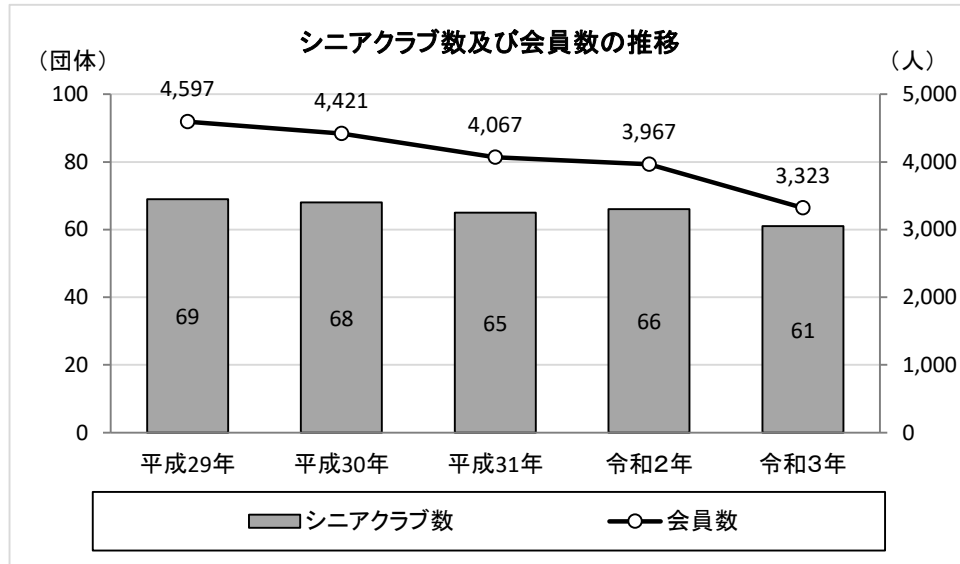
<活動内容>

- 住民の困りごとや、福祉課題等の収集、協議。
- 定期的な会合により見守り対象世帯や地域の福祉課題についての話し合い。
- 見守り活動や交流会、勉強会、防災・減災活動など地域福祉活動の実践。

<福祉委員会等設置状況>

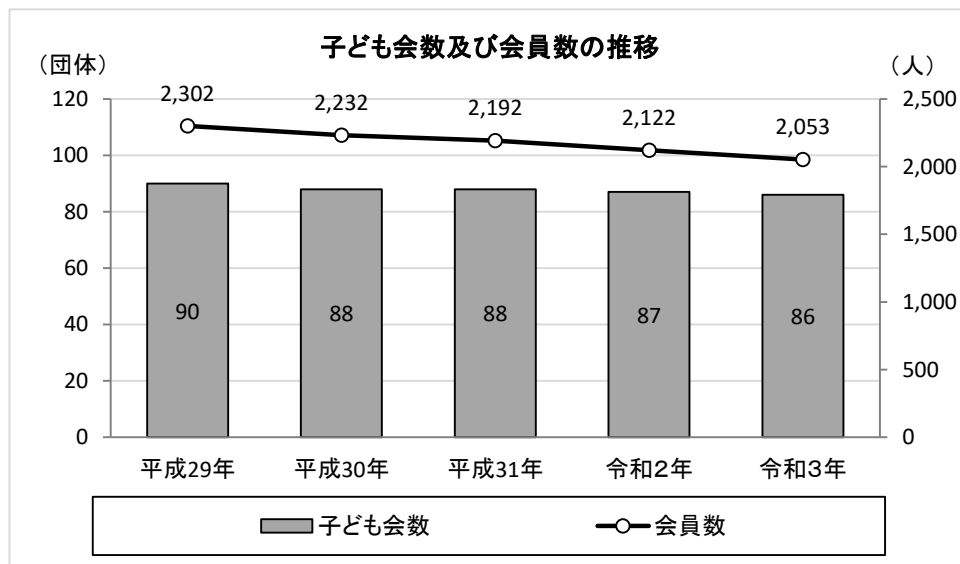
地域	設置数	福祉委員数／世帯数	委員の割合	補足
小坂	11／11	59／1,103	19 世帯に 1 人	
萩原	22／22	215／3,574	17 世帯に 1 人	
下呂	13／13	72／4,689	66 世帯に 1 人	内 11 地区で福祉委員会設置
金山	4／4	80／2,378	30 世帯に 1 人	旧 4 小学校区を単位とし 社会福祉協議会分会を設置
馬瀬	10／10	43／405	10 世帯に 1 人	福祉委員会の設置はなく、 自治会と連携して活動

下呂市内のシニアクラブ数は概ね減少傾向にあり、令和3年では61団体となっています。会員数も減少傾向にあり、特に令和2年から令和3年にかけては減少数が大きく、令和3年では3,323人となっています。



出典) 高齢福祉課 (各年4月1日現在)

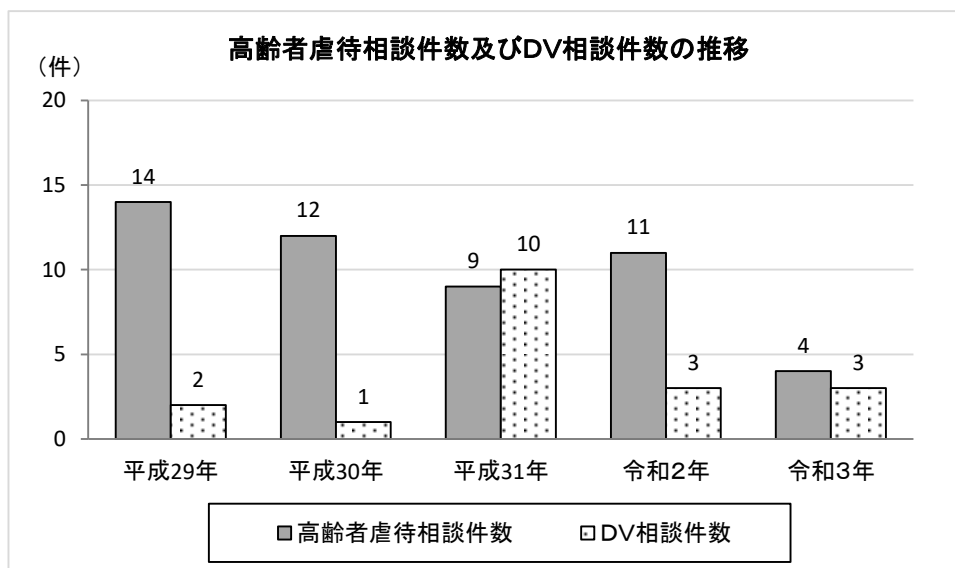
下呂市内の子ども会の数は少しずつ減少しており、令和3年では86団体となっています。会員数も減少傾向にあり、令和3年では2,053人となっています。



出典) 市民活動推進課 (各年4月1日現在)

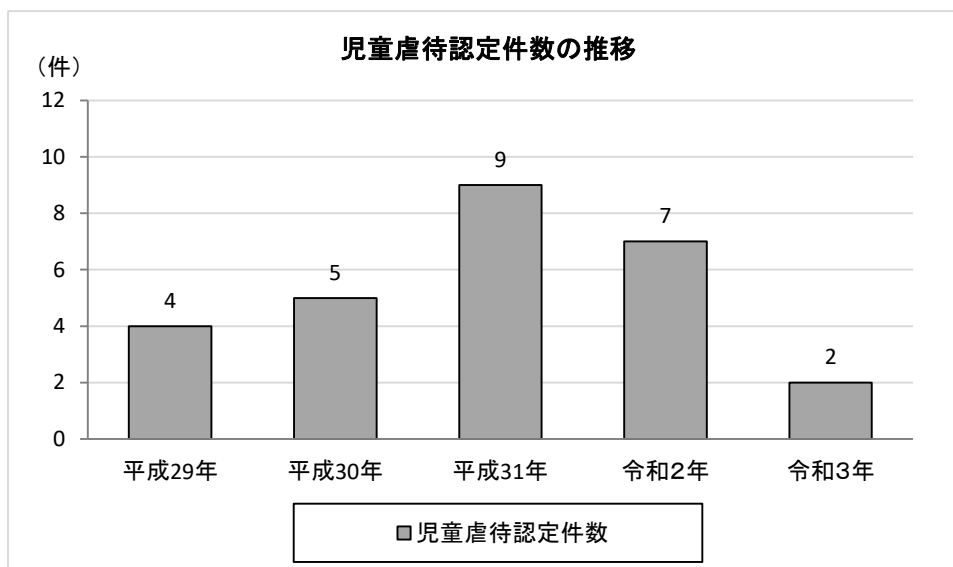
相談の状況

高齢者虐待に関する相談件数（新規）の推移をみると、概ね減少傾向にあり、令和3年では4件となっています。また、DVに関する相談件数の推移をみると、平成31年の10件を除き、他の年では3件以内となっています。障がい者虐待に関する相談は、平成29年以降ではありませんでした。



出典) 高齢者虐待相談件数：下呂市 高齢福祉課（各年4月1日現在）
 DV相談件数：下呂市 児童福祉課（各年4月1日現在）
 ※相談件数は新規件数

児童虐待認定件数の推移をみると、平成31年の9件をピークとして以降は減少しており、令和3年では2件となっています。



出典) 下呂市 児童福祉課（各年4月1日現在）

少子高齢化・核家族化に伴い、子育て中の家庭では、地域内に同年代の子どもを持つ家庭が少ないなど、家庭（保護者）だけで子育てを行う傾向となりやすく、子育て家庭の孤立等の問題が顕在化してきています。

また、生活様式や考え方の多様化に伴い、子どもや高齢者などの社会的弱者への虐待・権利侵害、貧困を含む低所得の問題、引きこもり、8050 問題、親の介護と育児を同時に行うダブルケアなど、世代等を超えた複雑多様な課題に対応していくことが求められています。

用語解説

<あ行>

アウトリーチ

支援が必要であるにもかかわらず自ら申し出ない、または申し出せない人々に対して、公的支援機関などが手を差し伸べるように積極的に働きかけて支援や情報を届けることを言います。

SDGs（持続可能な開発目標）

2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として2015年9月に国連で採択された2030年までの国際目標を言い、17のゴール（目標）と169のターゲットが掲げられています。

横断的

チームや集団や部門などの枠組みにとらわれず、異なる分野・種類などを越えたつながりなどを指します。

<か行>

近助

“近”隣の住民同士が協力して互いに“助”け合うことを言います。近年の防災研究において提唱された考え方で、特に大規模災害の発生時には、自助・共助・公助に加えて近助も重要な役割を担うとされています。

ゲートキーパー

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のことで、言わば「命の門番」とも位置づけられる人のことを言います。

下呂ネット

下呂市をサービスエリアとするケーブルテレビ網を利用したインターネットサービスのことです（旧称：下呂ケーブルテレビ）。

健康寿命

日常的・継続的に医療や介護に依存しないで、自立した生活ができる生存期間のことです。

<さ行>

災害ボランティアセンター

本市の地域防災計画に基づき、社会福祉協議会が立ち上げるもので、本市で大規模災害が発生した際に、地域ニーズを把握するとともに、被災地支援として訪

れる外部からのボランティアを受け入れ、被災者支援につなげる窓口です。また、この災害ボランティアセンターを円滑に設置・運営するためには多くの市民の認識や理解、協力が必要不可欠です。

サロン

交流やいきがづくり、仲間づくり、情報交換、健康づくりなどを目的に、住民や高齢者、障がい者、介護者、子育て中の親同士などが、定期的集まる場のことを指します。

本市では、住民が主体的に開催するサロンを“ふれあいサロン”、社会福祉協議会が市の委託を受け健康づくりを目的に開催しているサロンを“いきいきサロン”と言います。

市民後見人

成年後見において、本人と親族関係のない一般の市民である後見人のことを言います。

市民生活アンケート

毎年3月下旬ごろ、市広報紙等により市民に周知して実施するアンケート調査です。市内在住の20歳以上の市民から無作為に抽出した2,000人へのアンケート調査結果を集計しています。

社会福祉協議会分会

分会役員、民生委員・児童委員、福祉委員などで構成され、社会福祉協議会事業の活発な運営を図るため、事業に協力するとともに、小学校区を活動範囲として、自主的に社会福祉事業活動を実施する団体です。

受任者調整（マッチング）

成年後見において、求められる後見活動や本人の状況に合わせた適切な後見人候補者の選定などについて検討することを言います。

生活困窮者自立支援事業

生活保護世帯や経済的に困窮し最低限度の生活を維持することができなくなるおそれがある世帯が増加している状況を受け、本市では生活困窮者自立支援事業として社会福祉協議会内に「生活サポートセンターすまいるげろ」を開設し、自立のための包括的な支援のもと、相談者の状況に応じ、家計再建相談をはじめハローワークとの連携による就労支援など、複合的な問題を抱える相談者の支援を実施しています。

制度外（インフォーマル）サービス

多種多様化する住民の福祉課題などを法律や制度によるサービスだけで解決することは不可能です。法律や制度によるサービスでは対応しきれない住民の困りごとを支援するサービスを制度外（インフォーマル）サービスと総称します。

成年後見制度

判断能力の不十分な成年者を保護するため、一定の場合に、本人の行為能力を制限するとともに、本人のために法律行為を行い、または本人による法律行為を助ける者を選任する制度のことを言います。

<た行>

ダブルケア

家庭において、育児と親や親族の介護を同時に担うことを言います。

地域ケア会議

高齢者に対する支援の充実とそれを支える社会基盤の整備とを同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた手法の一つとして行われる会議のことです。地域包括支援センターまたは市町村が主催し、医療・介護などの多職種が協働して、高齢者の個別課題の解決や地域課題の把握などについて検討します。

地域コミュニティ

地域の結びつきが強く、地域性を持った集団のことを言います。

地域包括ケアシステム

介護を必要とする方の地域での生活は、生活の前提となる住まいと、自立的な暮らしのための生活支援や社会参加の機会が確保され、必要に応じて専門職による医療、看護、介護、リハビリテーション、保健・福祉サービスなど多様なサービスや支援が必要になります。地域包括ケアシステムは、住民の心身の状態が悪化した場合でも、住み慣れた地域において生活を継続できるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援を一体的に提供していく仕組みのことを言います。

<な行>

日常生活自立支援事業

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うものです。

<は行>

8050 問題

80代の親（高齢者）が同居している50代の子ども（中高年）の生活を経済的に支えている状況を言います。

PDCA サイクル

管理業務や品質管理の手法の一つで、計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Action）を繰り返し行うことにより継続的な改善を目指すプロセスのことです。

避難行動要支援者

災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する人のことを言います。

福祉委員

概ね 20～50 世帯に 1 名設置され、日常生活の中で支援が必要な近隣住民をさりげなく見守るとともに、発見した困りごとや、地域住民から上がってくる困りごとなどの福祉課題を福祉委員会などにつなぐことが主な役割となっています。

福祉委員会

自治会長、自治会役員、民生委員・児童委員、福祉委員などで構成され、地域住民や福祉委員から上がってくる福祉課題や困りごとを協議したり、福祉関係機関につなぐ機能を有しています。また、課題解決に向けた話し合いや取り組み、地域内の交流会や福祉・防災マップの作成、見守り・安否確認など、さまざまな活動が実践されています。

福祉避難所

避難行動要支援者など、避難所の生活において特別な配慮が必要な人やその家族を受け入れることが可能な避難所のことです。

フレイル

加齢に伴う予備能力低下のためストレスに対する回復力が低下した状態のことで、いわゆる「虚弱」のことを言います。

防災士会

特定非営利活動法人日本防災士機構が認証する民間資格で、「自助・互助・協働を原則として、社会のさまざまな場で、減災と社会の防災力向上のための活動が期待され、かつ、そのために十分な意識・知識・技能を有する者として認められた人」を防災士といい、本市では防災士を取得された方々で「下呂市防災士会」を設立し、主に各地域での防災体制の構築や防災啓発などを実施しています。

保護司

保護司法に基づき、法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員（実質的に民間のボランティア）のことで、保護観察官と協力して主に保護観察、生活環境調整、犯罪予防活動といった活動を行います。

<ま行>

見守りネットワーク

高齢者や障がいのある方を見守り、気付いた異変などを関係機関等につなぐネットワークで、下呂市では、住民による「小地域ネットワーク」と行政が協力事業者等を行う「高齢者等見守りネットワーク」事業があります。

・小地域ネットワーク

本計画で言う「小地域」とは、組・班・町内会などであり、概ね 20～50 世帯の

顔の見える範囲としています。その中で、福祉委員を中心とし、住民同士のふだんからのつながりやさりげない見守りにより、生活の困りごとや福祉課題が早期発見できることを目指しています。小地域ネットワークとは、小地域で把握した住民の困りごとなどが置き去りにならないよう、自治会長や民生委員・児童委員などと連携し、必要に応じ関係機関につなぐネットワークです。

・高齢者等見守りネットワーク事業

協力事業者・団体と市が協定を締結し、日々の業務の中で高齢者や障がいのある人の異変に気づいた場合、下呂市福祉事務所または下呂市地域包括支援センターに連絡していただくことにより、早期に対応できるようにする事業を言います。

民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、厚生労働大臣より委嘱され、地域住民が安心して地域で暮らせるように、地域に根ざした福祉活動の実践や、地域住民の相談窓口として、あたたかな地域社会づくりを目指しています。また、さまざまな問題で困っている方々を福祉サービスにつなげる手伝いをします。また、民生委員・児童委員のほかに、児童福祉を専門に担当する主任児童委員も各地域単位に設置されています。

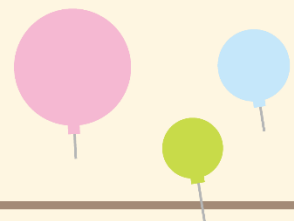
<や行>

ヤングケアラー

家族にケアを要する人がいる場合に、本来大人が担うと想定されているような家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものことを言います。

第4期 下呂市地域福祉計画 地域福祉活動計画

住民の参画と協働による「みんなが安心して暮らせるまちづくり」



下呂市 福祉部 社会福祉課

〒509-2517 下呂市萩原町萩原 1166 番地8
TEL 0576-52-3936 FAX 0576-52-3915
URL <https://www.city.gero.lg.jp/>

下呂市社会福祉協議会

〒509-2517 下呂市萩原町萩原 875 番地2
TEL 0576-52-4884 FAX 0576-52-3423
URL <http://www.gero-city-syakyo.jp/>